

第 3 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 26 日

平成25年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月26日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成25年9月26日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成25年9月26日 午後3時58分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃		
			7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	2 番	金 城 勝 英	6 番	宮 里 清之助
会 議 録 署 名 議 員	7 番	宮 里 祐 司	1 番	大 城 晃
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	公 営 企 業 課 長	宮 平 正 則
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	宮 平 真由美		
	住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美		

平成25年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年9月26日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第1号～認定第8号まで）
7	認 定 第 1 号	平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
9	認 定 第 3 号	平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
14	認 定 第 8 号	平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成25年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

開会の前に、本日の会議に2番 金城勝英議員及び6番宮里清之助議員の欠席届が出ております。よって本日の会議は、地方自治法第113条の規定により、議員の定数の半数以上の議員が出席していますので、本日の会議を開くことができます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 宮里祐司議員及び1番 大城晃議員を指名します。

日程第2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの2日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月27日までの2日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりの報告であります。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成25年6月26日～9月26日まで

- 7月19日 全国離島振興市町村議会議長会総会及び研修会（東京）
- 7月23日 例月出納検査（平成24年度2月、3月分）
- 7月26日 県農林水産と南部地区市町村との行政懇談会（ハーバービューホテル）
- 7月29日 県産品優先使用の要請行動団来村（座間味コミュニティーセンター）
- 7月30日 軽井沢町及び嬬恋村行政視察
- 8月 6日 県町村議会議長会役員会（自治会館）
例月出納検査（平成24年度4月、5月分、平成25年度4月、5月分）
- 8月 7日 県町村議会議長会臨時総会（ちゃたんニライセンター）
県町村正副議長研修会（ちゃたんニライセンター）
- 8月27日 南部離島町村長議長管外行政視察（長崎県）
- 9月 2日 平成24年度決算審査（6日まで）
- 9月 9日 フェリー建造に伴う県外視察（熊本県、新潟県）
- 9月26日 第3回9月定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから2日間よろしく願いいたします。今回、9月に関しましては、認定8件、議案12件、報告4件ということで御審議をお願いしておりますのでよろしく願いいたします。

平成25年第3回座間味村議会9月定例会行政報告でございますが、お手元にお配りをした資料のとおりでございます。朗読は省かせていただきます。

行政報告

平成25年9月26日

平成25年第2回座間味村議会定例会（平成25年6月25日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成25年	6月26日	総合事務局桶谷局長視察来村
	27日	二一・ざまみ定時株主総会
	28日	阿嘉区総会
	29日	地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議
	6月30日	サバニ帆漕レース
	〃	環境省慶良間海域視察
	7月1日	南部土木事務所来訪
	3日	夏休みの間の那覇署員応援要請 那覇署長
	6日	座間味ヨットレース
	7日	阿嘉校幼・小・中学校運動会
	9日	南部市町村会定例会
	10日	沖縄総合事務局 河合局長表敬
	11日	町村会定期総会
	24日	原野火災対応に対するお礼（防災危機管理課・陸上自衛隊）
	25日	原野火災対応に対するお礼（航空自衛隊）
	〃	第36回ヨットレースお礼回り
	〃	国立公園に関する意見交換
	26日	南部トリムマラソン大会実行委員会
	〃	県農林水産部と南部市町村との行政懇談会
	29日	県産品優先使用について（要請）
	〃	第1航空 木田氏面談
	30日	軽井沢町通年議会・婦恋視察8月3日帰任
8月	1日	茨城県知事表敬
	2日	環境大臣・内閣府政務官挨拶回り
	5日	中央大薮田教授・全国離振協小澤氏来訪
	7日	婦恋生徒出迎え
	〃	耐震改修促進に係る意見交換会
	16日	那覇防衛事務所訪問
	24日	座間味島祭り
	26日	県知事面談（泊埠頭の整備について面談）

平成25年 8月27日 南部離島協議会行政視察（29日）
9月 8日 体協野球大会
9日 座間味村建造委員会視察 九州・新潟
13日 内閣府表敬

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一般質問…、朝からあまり聞きたくない声だと思えますけれども、聞いておいてください。今回の一般質問は、今年度末になると思うんですが、どうしても国立公園化の話が出てきますので、それに向けての取り組みとか、そういうものを主に聞いていきたいと思えます。

まず最初に、観光振興策と防災計画についてということですが、私は口酸っぱく、避難経路図等防災については何回も何回も取り上げてきているんですが、まだ目に見えて防災計画が進行しているとは感じておりません。進んでいるとすれば1カ所だけですね、阿佐、高月山線の避難道路というのはこの間、監査のときに視察をしました。結構進んでおります。そこだけですかね。あと慶留間の空港へ行くところでもコンテナなどがありまして、座間味村と書いてありますが、多分あれが非常食料だと思うのですが、中身はわかりませんが。あれは台風が来たら、コンテナ自体、防災が必要じゃないかなと私は感じております。全く何も固定されておりませんので、あれは大きい台風が来たらそのままひっくり返りますよ。それとですね、9月の初めに防災訓練もありました。私もちょうどこの場所で聞いていたんですが、放送の内容がどうもとんちんかんなものですから、きょう改めて聞きたいと思っております。あの防災訓練の中で指定場所に集合してくださいという放送があったんですが、その指定場所というのがどこなのか。私もわかりません、はっきり言いましてですね。どこが指定場所なんですかと聞いたら、後で高月山と。でもその放送の中にはないんですね。指定場所に行ってください、集合してください。集合なのか、避難なのかがよくわからないんですけれども、こういう放送があったんですが。それは役場の中で綿密に打ち合わせをして、防災訓練を、その内容をそのようにしてあるのか。あの放送の内容で当日こちらにいられていた観光客の皆さんが避難ができるかどうか、できたかどうか。その内容ですよ。それを主管している総務課長、あの内容で初めて来島した人が指定場所というのがわかったのかどうか。その辺をちょっと説明してください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問2点でございます。事前に避難場所を周知していたかということなんですが、この件に関しては区長の協力を得て、区長と連絡を取り合って避難場所を座間味は高月、それから阿佐ンビリ、阿真は阿真チジ、阿嘉はタンク、慶留間は空港という形でやっておりました。また観光客に向けましてはアナウンスを船内でさせていただきました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

各区長という話をしておりますけれども、観光客は船内だという話がありますけれども、じゃあ前日に入っていた人はどうなるんですか、聞こえないですよ、何も。それに指定場所というのは区長にどこどこに指定したということを言っていますけれども、はっきり言ってわかりません。今、阿嘉はタンク山と言っていますけれども、あれは西側からタンクまで行くのに大変な話ですよ。避難をするということは、命が助からないと意味がないわけですからね。1次避難、2次避難というふうにやっついていかないと。例えば、この間、津波の件もありますけれどもね、命が助かった後に集合する場所、これも最終的な場所なんですけれどもね、そういうふうにして指定するということが自体がどうなんだろうと。ただここは逃げられますよと、標高何メートルありますからここは逃げてくださいというふうにしてやっついていかないと、ただ指定場所と、役場が指定したからそこに逃げないといけないというのはとんでもない話ですよ。命落として行くようなものですよ。それと前から言っておりますけれども、避難経路図というのが全くないんですね、集落のどこにも。あれは島にずっと住んでいる人はどこに道があって逃げられるというのがわかりますよ。ところが島外から来た人は全くわかりません。山に逃げてくださいと、これは山にどうやって行くのか。孫悟空だったら飛んでいけますよ。ところが自分たち人間というのは道を歩いて行かないといけないので、道がどこにあるかもわからないのに逃げてくださいはどうでしょうか。設置予定、計画はどこまで進めているのか。この辺を答弁してください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、確かに前回は避難訓練の反省におきましては、阿嘉島のほうから設置場所が遠いということが出ておりました。避難場所を少なくした理由といたしましては、前回の津波の避難のときに避難先が分散していて、情報がなかなか伝達しにくいということがあって、孤立すると長期になると不安を与えるということで避難場所は少なくしたほうがいいのかという御意見があった上で避難場所を決めてしまったんですが、今の御意見を聞いて確かに1カ所では少ないのかと反省しております。これは今後の課題にしていきたいと思っております。

もう1点ですね、どこまで避難経路が進んでいるかということなんですが、今年度の事業で、産業振興課ではございますが、多言語観光案内サイン整備事業という事業を申請いたしまして、500万円の補助事業として採択されております。今あります標識ですね、古座間味行きとか阿真ビーチ行きとかという標識の中に、避難経路を書いて図式化するということが今計画を進めております。これは今年度中に避難図も入れながら標識を多言語で整備することになっております。

もう1点、観光協会が作りましたマップなんですけれども、マップのほうにも多言語、それから日本語と避難経路図を記入するというようにしております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは本当にもう何回も何回も申し上げないといけない、とりあえず急ぐということ、防災はね。消防団もつくりましたけれども、消防団が指示しているのを見たことないし、訓練も見たことないんだけど、それも1つの防災ではないかなと。何月でしたか、私、阿嘉の原野火災の件で話をしたことがあるんですが、消防が訓練されていないために指揮系統が非常に大ざっぱなんです。だれが指示しているのかがわからない。指揮系統が全くばらばらなんです。こういうことも含めて、これは防災訓練では絶対にやる必要がある組織といいますか、指示系統がはっきりしていないと混乱を招きますので、まずそういう面も整備をする

こと。阿嘉も消防団をつくりました、十何名か入りました、それだけでは何の役にも立たないわけです。いざ火事になりました。現場でうろうろして、消防自動車も扱えないと、防災どころの話じゃないですね。前総務課長が物乞いに近い状態でスピーカーも補修しますということで、確かに補修はされています。渡嘉敷から部品をもらったのかどうか私わかりませんが、確かにちょっとだけ聞こえるようにはなっています。けれども何か、カラオケ大会でもやっているのか、何か、エコーがきき過ぎて何をしゃべっているかさっぱりわからないと。あれが鳴ると、役場に電話して何しゃべったのと聞かないと内容がわからないと。だったら放送があっても意味ないのかなと。それよりはもう、ピーッと鳴りました。電話してください。そのほうがいいんじゃないですかね。何とかの犬みたいに条件反射でピーッと鳴ったら役場に電話すると、そのほうがまだましだと思いますけれどもね。聞こうとして一所懸命になっても聞こえない、何を言っているか解らない。だから役場で放送している人は自分でしゃべっているから、相手が聞こえているか聞こえていないかわからないわけですよ。その辺は防災訓練もさることながら、点検を一月に一遍ぐらいテストで、各防災無線のあるところに職員を配置して、聞こえるかどうか確認することもやってください。一々、これは議会で取り上げないと確認もしないでは何のための役場なのかわかりませんよ。行政もその辺は先にやっておくように。それで防災無線の件ですが、新しくするというのでこの間8,000万円の予算を補正で上げてきていたんですが、その後の進捗状況はどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

業者選考のほうですね、プロポーザル方式で行いまして業者のほうは決定しております。工事のほうは10月から開始いたしまして、2月には終了することになっております。IPを活用した防災設備の構築におきまして、もちろん今回ですね、以前から御要望のあるスピーカーの入れかえ、それから役場が被災しても放送が可能となる可搬型の設備、携帯電話、スマートフォンからでも放送が可能なシステムを構築いたします。さらに加えて、阿嘉、慶留間におきましては既設のホエールネットの回線を強化し、高速化を進めていくとともに、阿嘉、慶留間集落内においてWi-Fi化を実施いたします。さらに村内ビーチ3カ所と高月山に監視カメラ4機を設置し、遠隔地から画像を閲覧することにより観光客の安心、安全につなげてまいりたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この資料を前もって提出してくれるようお願いしたんですが、多分終わってからしか出てこないとは思いますが、議会でこれは勉強会とかいろいろやっているの、どういうものをやりますよというものを前もって了解もらわないと、自分たちで勝手に決めてこうしますじゃなくて、そうしたらまたもめる原因になりますからね、この辺は早目早目にやるようにということを何回も言っているんですけども、なかなかやってくれない、なぜなのか。秘密主義なのか、それとも議会がうるさいからなのかかわかりませんが、逐一報告というのは上げるようにしていただきたい。村長が何かあいさつがあるたびに観光客がまた来なくなる島にするということで、毎回おっしゃっておりますけれども、防災がちゃんとされていないところには観光客は来ません、はっきり言えますけれども。防災がちゃんとされているところは、1回被害に遭った場所でも、その後、改善されているところは観光客が多くなっているんですね、海外でもそうなんです。座間味村が一番観光客を当てにしているところが、一番防災に関してはおこなっているんですよ。その辺はどうなのかなと、普段から私感じるんですよ。どこに逃げればいいですかと言われて、指定場所は、

私も指定場所知りませんから、役場に指定場所を聞いてくださいになっちゃいますので、そういうことがないように。地震のときにはどこに逃げなさいというのはちゃんといつでも掲示されているという状況、それを整備してください。

それと先ほど総務課長は標識と、案内標識を利用すると答えておりましたが、案内標識の地名の間違いを指摘しておりますが何年も前からそのままになっています、それは何回言ってもそのままですし、間違っただ案内というのは、狂った時計と同じで正確なものはないから。とまった時計のほうがまだいいですよ、1日に2回正確な時間が出ますから。それと全く同じことになっていますから、現在は間違っただ情報を観光客に提供して案内板パンフレットがありますので、その辺の早急な改善が必要です、皆さんは公共の建物の評価といたしますか、何かグループ組んで回ってチェックしていますよね、1年に1回か、2年に1回かわかりませんが。それと同じようにそういうところもやらないと、建物だけでは意味ないですよ。建物は1回建てたら、建てた瞬間から朽ちていきますから。頑丈にはなりませんよ。全く同じ。1回やったけど、これは間違いがないかどうか確認して。間違っているよと指摘されても直さないというのは愚の骨頂ですね。人を愚弄している。座間味村は嘘つきじゃないんですからね、その辺はちゃんとしてください。

防災訓練は今、年に2回ですか、1回ですか、(1回と確認)。これはもっと充実したものにするためにはもっと訓練は必要ではないかと思うんです。とにかく消防団の訓練は少なくとも二、三カ月に1回は集合して、消防自動車の取り扱いができるような訓練、それをやらないと、いざ事故等が発生してから慌てたら何なりませんよ。それこそ昭和19年、20年の空襲じゃないけれどもね、これが使えないからバケツリレーしましょうとなったら話になりませんよ。とにかく使えるように。聞いたところによりますと、たまにバッテリーが上がってエンジンもかからないときもあるという話を聞いたんですが、それはどうですか。そういうこともあるんですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

ただいまの金城善昇議員の御質問なんですが、以前はそのようなことはございましたが、今は定期的に動かして点検させております。また消防自動車の操作に関しても、担当のほうで訓練をするようにということで一度やっております。今おっしゃったことは確かに、そのとおりでございます、今回の避難訓練を反省といたしまして、1カ月に1回区長会を定期的に開いているんですが、最低2カ月に1回ですね、防災担当、それから防災担当課長が出席して、今後の防災対策の会議を開きたいと思っております。

○ 議長(中村秀克)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

今、課長が、消防の担当、担当が訓練するという話をしていましたけれども、消防自動車は担当がいなかったら動かさせませんというのと一緒なんです。だったら阿嘉、慶留間に消防団をつくる以前と一緒なんです。担当が来るまで動かさせませんよと。そうじゃなくて、そこにいる団員がだれでも動かせるようにしないと、訓練しておかないと。担当が来るまで車は動かさせませんよでは話にならないんですよ。だから二、三カ月に1回は車を引っ張り出して、みんなで訓練をすると。どこに消火栓があるんだということまでやっておかないと、担当がいらないからバケツリレーしましょうは通りませんよ。その辺どうですか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長(宮平真由美)

ちょっと回答の仕方を間違えてしまいまして、3カ月に1回ですね、団員を含めて、消防自動車の取り扱いについて訓練を行っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

消火栓の点検、これも確実にやってください。消火栓がどこにあるかわからなかったら話になりませんよ。消火栓のあり方も今からどんどん変えていかないと、あとは座間味でしたら、県道が狭い道で、車がどこから、両方から来たらどこかが退かないといけない状態もありますので、そういうときにもどうするんだということを決めておかないと、私は非常に危ないなと思っていますよ。消防自動車は行こうとしても行けませんから、どうしてもこっち回らないといけませんからね。ここも一方通行にしたらどうかと思うんですが、それは座間味集落の人が一方通行のほうがいい、そうじゃないほうがいいのかあるのであればわかりませんが、それは座間味集落の人が一方通行のほうがいい、そうじゃないほうがいいのかあるのであればわかりませんが、いざとなったときに使えないようでは話になりませんよ。これは座間味の集落を見ていると、東側、特にそうなんです、車が入れないところが多いですよ、結構ね。そういうところに消防自動車でもなくとも消火栓といえますか、ホースで取りつけてすぐできるという状況をつくっておかないといけないと私は思っていますよ。一々消防自動車をここに付けて引張っていくというのは時間がかかりますからね、近くの消火栓があってホースを突っ込めばすぐオーケーだという状況を、今、幸いに火事とかないからいいようなものの、これがいざあった場合にはもうなくなるまで見ているしかありませんよ。ふだん、平時のときに何かがあったら困ると考えてからやらないと、本当に安心感がないといえますか、もうとにかく防災訓練と防災の、改めて見直しは早急にやってください。これに関してはこれで終わります。

あと一括交付金の予算化計画について。今年度国立公園化計画がありまして、その前にエコツーリズム法というのを随分長い間取り込んでやってきています。村長、渡嘉敷村の村長と一緒に認定式にも行かれていますので、その後、早くエコツーリズムの条例ができていないといけなかったはずなんでしょう、いまだにできていない。それで国立公園化が来た。計画としてはエコツーリズムを先にやって、その後に国立公園化して、その後に世界自然遺産を目指そうという話を随分やってきたんですけどもね、これが逆転してしまうと地域ルールがないままに国立公園になってしまうとね、後で非常に、何といえますか、わけのわからない、自分たちと関係のないところから動けない状態になってきますので、エコツーリズム法で条例化を早くしないといけないということね。今年の6月でしたか予算化しましたよね、渡嘉敷村と。この進捗状況をちょっと、課長教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

条例制定に向けての進捗状況についてお答えします。先ほどありましたけれども、昨年、エコツーリズム推進法に乗った慶良間海域、慶良間地域、エコツーリズム推進全体構想が国から認定を受けました。これに基づき、現在条例制定に向けた慶良間海域を活用するダイビング事業所の利用ルール策定について今進めているところです。来月上旬に保全活動計画、利用規制、運用体制等の素案についてサンゴ礁保全利用部会との意見交換会を開催し、11月上旬に渡嘉敷村との全体会議を予定しています。また沖縄本島のダイビング業者との会議、調整事項等、時間を要する事案もありますが、今年度中の条例提案を目指しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

予算化して協議会等を予定しているということはわかりますけれども、どうしても12月定例会には条例化して周知期間を3カ月、執行するまでの期間が必要になりますので、4月1日から施行しますという感じでやるにはどうしても12月リミットで私は見ているんです。それまでに上げてやりますと、こういう内容ですということで決定しないと。3月に決定してから4月1日からということはできませんのでね。この辺は急いでやるように、これもずっと前から、何年間も続けてやってきていることだから、国に出した資料などももう既にできているから認定されているわけですから。中身に関してそんなに時間をかける必要性は私はないと思いますよ。これは渡嘉敷と座間味のダイビング協会であったり、エコツーリズム推進協議会で何十回も話し合いがされていることですから、中身はほとんど決まっていると思うんですね。ただそれを本村としてどう取りまとめるか。皆さんが契約したその人たちの力量だけが問われている、そういう感じだと思います。渡嘉敷にも急ぎましょうよと、どうしても12月には両村とも条例化しましょうというぐらいのこと言ってくださいよ。そうじゃないと、またずるずる伸びていったら国立公園化しましたので。そのエコツーリズム条例は、国立公園法のほうに引っかかるからできませんよというふうになってきたら困りますのでね、条例をどうしても先にやること。これは課長の絶対使命ですからね、やってくださいね。エコツーリズムの条例を急ぐということ。

あと、国立公園になった場合、既存の施設で不適な施設があるんじゃないかということで書いてありますけれども、以前にも質問しましたがけれども、座間味の番所山と、阿嘉のニバラのクシにあります、し尿処理施設、これも何十年も前につくった、し尿処理施設が今でもあって、もうあふれ出したものが、流れ出していますので、非常に悪いと。それを何とかするようにということで前に質問したときに、希釈すれば現在使用している下水処理場での処理も可能ですとのお答えでした。しかし、その為には希釈用のタンクが必要であり、そこにタンクをつくるんだという話をしておりましたけれども、それが今現在、タンク設置に対してどの程度動いているのか。それとも、いや、そういう話はしたけれども、あとは知りませんよなのか、この辺をちょっと答弁してください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず不適な既存施設について、特に老朽化したし尿処理施設については今後、撤去を考えております。現在下水道処理施設へのし尿の投入など、新たな処理方法で対応を考えておりますが、これにし尿処理の整備につきましては、実際これまで専門業者をお願いして、ある程度の見積もりといたしますか、そういうものもとってきましたが、やっぱりちゃんとした施設を整備するにはかなりの予算、莫大な予算が必要ということもわかりましたので、再度、この座間味村に合った、適用に合った施設ができないか、改めて検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長、古い施設は撤去するということは前にもお答えいただきました。どうしても希釈しないといけないので、処理場のほうにタンクを設置しなければならないという話だったんです。だからそういうふうにして沖縄県も調査に来たという話をされていましてよね。その後、沖縄県からそういうものの補助金が出されるのか。例えばこういうものは一括交付金で使えるのかどうか。そういうものが予算化できるかどうかというのは計画できれば沖縄県にも聞けるわけですよね、一括交付金でこういうことをやっても構いませんかと。確かにハードではありますよ、それはね。ソフトには見えませんが。しかしそれを、環境をよくする

というソフトのためのハードですから、これは私、使えるんじゃないかなと思っているんです、古いものも残していたら環境に悪いですよ、国立公園化するのにね、もう何十年も流してきたし、し尿がそのままだからお金かかるので、新しい施設がつかれないからこれはそのまま使うんだという方向になったらおかしいと思うんですよね。だから公園化のために環境をよくしましょうと、環境をよくするためのソフト事業なんです。ただソフトのためのハード事業はいいんじゃないかと。たしか沖縄県はそういうものは、ハードに見えるけれども、ソフトを生かすためのハードは一括交付金でできるという話をしていましたのでね、その辺で、どのくらいの予算が必要なのか。阿嘉と慶留間も必要になりますね、慶留間は必要ないか、阿嘉と座間味、2カ所につくるためには幾らの費用がかかるのか。一括交付金でできるかどうか。できないことないと思いますよ。こういう自然環境保護のためだと、世界に誇る海のためだと、自然のためと言えばノーと言わないはずですよ。だって、沖縄県のためになる、将来のためになると。地元の将来のためになることであればオーケーだと、一括交付金の使い方。オーケーだと言っているわけだから。こういうものに使えなかったら何も使えないですよ、これ。消防、防災の掲示板にしても私は観光客の安心、安全のためのソフトなんだということでそういうハードのね、構築物をつくっても沖縄県が認めると。認めさせないといけないですよ、逆に。だからそういうものの計画を今後どうつくっていくのか。一般予算でつくるとしたら、確かに金はないと。ところが一括交付金だったらお金はあるんですよ、沖縄県は。使い切れなくてどうしようかと言っているくらいですから。どんどん取ってきたらいいですよ。これね、計画性が、いついつまでに何々をするということで計画性がないと、沖縄県も余り聞いてくれませんよ。ああ、そうですねで、いついつまでにやりたいんですかといったときに、いや、何か検討しましょうねと課長はおっしゃったようで、検討しましょうねで終わっちゃうんですよ。検討しましたけれども、15年先ですね、20年先ですねでやられたら何の発展もないですよ。これは計画、今年度中に幾らかかるんだということを調べて、予算が幾らかかりますと。だからこれを一括交付金でお願いしますということで交渉、そのときには村長、調整監も一緒に行って交渉するというをやらないと、課長一人で動いても話になりませんよ、はしにも棒にもかからないような態度をとられますからね。そのときには村長、調整監一緒に、常に一緒に行動するというでやるようにしてください。とにかく恥ずかしくないことをやらないと、世界中から来ますからね。今はインターネットの時代ですから、座間味村へ行ったらこんな汚いのがありましたとネットに流されたら、座間味村は外国からお客さんが来ませんよ。今は来過ぎて困っていますけれどもね。言葉のわからない自分たちが一所懸命英語を使おうとしてやっているんだけれども、言葉が通じなくてもわかりますけれども、彼らは来なくなりますよ、はっきり言いますけれども。

あともう1つ、ニシバマにシャワー施設があるんですけどもね、あのシャワー施設非常に汚いんですよ。だれがどう使うのかわからないけれども、外でホースをくりつけて、自由に浴びたりもされていますけれども、あれも何かアメリカのテレビですか、3大ネットとかいってから、向こうで世界のビーチ100選というのにニシバマが載っているらしいんですよ。それを見て、外国人結構来ているんですね。あのシャワーの汚さ、あれを見せたら、やっぱりそれも書かれますよ、どうするのこれはということになりますよ。だからといって新しく整備する必要はないですよ、ペンキ塗ったりとか、そういう工夫をしてくださいね。もう掃除をさせないと汚い。議会でどこその協議会へ行ったときには、なぜかシャワー室とトイレに石が1トンぐらい積まれていましたからね、なぜなのかわかりませんが。前もって掃除するように言ったら、当日一所懸命掃除してしまして、他市町村の議員に笑われましたね、すごいところですね、座間味村は観光客が年間何万人来るのに、年間100名も来ない北大東の施設よりも悪いですねと笑われましたよ。そんなですからね。皆さんは使わないから関心もないかもしれませんが、それを仕事にさせている人たちがいるわけでしょう、ちゃんと見せるようにしてください。

施設のことだけじゃないですよ、これまた産業振興課長に行くんですけれども、やっぱり海岸、国定公園から国立公園化、ほとんど海中になるような感じになっていますけれどもね、今、座間味村の山では、カツオ漁場がなくなって40年たつものですから、計画的な造林がなされないがために、山に植えた松がもう伸び放題伸びて、下がスカスカなんです、下草がないんですよ。だから大雨が降ると、これが土を削って真っすぐ海へ行くんです、どこでもとめられませんよ。ということは、山をきれいにしないと、大雨が降るたびに海、サンゴ礁をどんどん駆逐して行って、という状況が起きていますのでね。山の整備、前からお願いしているんだけど、違う方向で行っていると思います。これは南部林業事務所ですか、そこがやっている木は1ヘクタールの間に直径何センチ、何本まで残しなさいとか、そういうことをやっているんですよ、そうじゃないんですよ。昔やっていた一斉倒木、大きいだけ残して一斉倒木して、そこに低層木が出てくるようにさせないと、海がどんどん汚れていきます。降った雨が一気に流れるものですから、染み込んでいけないものから小川がなくなりますね。染み込んでいたら小さい川があるんですよ、確実に、何カ月雨降らなくても。実際、自分らが小さいときはそうでしたから。現在は大雨が降ったら翌日までは水あります。3日目からはないですよ、表面から流れていっていますから。そういう状況になっていますからね、よく山の状況も見て下さい。それから座間味島はどこへ行っても大丈夫だと思うんですけれどもね、阿嘉島と慶留間島の山に入るときには黒い洋服はつけないように、ダニがくっついてきますからね、100%、白い服つけないとわかりませんから、家の中までダニ持ち込みますよ。もう産業振興課長は今、ダニの話をしたから、ここまでちょっと気づいているんじゃないかと思うんですがね、低層木をやるということは山を整備して、低層木を植えるということは何がそこに起きるかということ、わかっていますよね、大体。ダニを持っているのは人間じゃないですから。そういうものも含めてね。要するに、阿嘉、慶留間の鹿を何とかしろと言ったところでどうにもならんわけですよ、中にはまた柵もやれと言う人も居ますけれども、柵もやったら鹿は柵のこっち側にいるわけですからね、追い出せません。それとさっきの避難、山に一斉に網張っていると、いざ何かあるときにここに逃げようとしても網が張られているから逃げられないわけです、人間が。必要なものを金かけてやっているから、必要のある方法、一括交付金で山を整備しますということで、計画が立てられませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

確かにおっしゃるとおり、ケラマ鹿は山林に食する草木等があれば集落内の被害も減少すると考えられます。造林事業による樹木の伐採、下刈り等も効果はあると思いますが、今おっしゃっていただきました一括交付金、これを活用して餌場の環境整備等ができないか、またこういうのも専門家の指導を受けながら進めていきたいと思います。

それと公園内の各種整備等についても、今後、環境省の予算を活用できないか、そういうものも含めて実施していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

県のほうとやるのも大切であります。ところが今、環境大臣が直接もう慶良間は国立公園化しようということで、環境省自体が慶良間に目を向けていますのでね。直接予算を入れてくれというふうにしてくれたほうが早いと思いますよ。柵の話が出ましたのでね、これは住民課長が答えるのか、産業振興課長が答えるのか、総務課長が答えるのかわかりませんが、阿嘉の橋の下の子供たちの遊具があるところに鹿が入らないよ

うにしてくれという話をしたら、来年までですか。当時住民課長は、お母さんたちに竹ぼうきを渡していますという答えだったんですがね、私、意味がよく理解できなくていたんですが、多分、掃除して遊ばしなさいという意味だったと思うんですがね、その後、向こうに行って、その状況を確認して必要であるかどうかを考えたかどうか。こう思うんですよ。本当にいろんな人が来て向こうで、寝っ転がって遊んでいますよ、芝生の上で、鹿のふんの上でね。そういうものも含めて一括交付金で使えないかどうか。これは当時の住民課長である宮平総務課長がお答えいただければと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの質問にお答えいたします。昨日ですね、阿嘉のほうに行っていました。その際、公園のほうの状況も確認してまいりました。確かにお子さんたちが遊んでいる中で鹿のふんが多々見られました。これではやはりいけない状況ということは認識しております。総務課におきましても、花の森整備事業を行いますので、産業振興課と一緒に鹿の対策を真剣に考えていきまして、早急に鹿が山に帰るような環境をつくっていききたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

阿嘉も慶留間も非常に困っています。座間味が同じような状況になってしまう前に、対策も含めた形でやらないと、あれはどんどん泳いで来ますよ、雄も雌も。どんどん広がってきて、気がついたときにはもう今、総務課長がお話されたように、花いっぱい運動しましょう、花を植えました、翌日はありがとうございますと、足跡を残して全部持っていきますよ。そういう状況にならないように、柵をつくるのは考えないでください、絶対に。すみ分けを考えないと。この間、環境省の職員とも話したんですが、奈良公園、向こうも何千年という、神様ということで春日大社の神の使いということで奈良公園一帯に住む鹿を保護してきました。ところがやっぱり、どんどん広がり過ぎて周辺の畑とかに害が及ぶようになって、そのエリアから出た鹿は駆除をするという、対象にするというふうにして動いてきているという感じですね。だけれども、何でかわかりませんが、おとといのニュースでは奈良県は、奈良市役所とか環境周辺含めた、奈良公園の鹿が年に100頭交通事故に遭うから車の制限をかけると、そのために1億円もかけるというわけのわからない判断も出ていましたけれども、要するにエリア内のものはどんなにでも守ると。それから出たものは駆除対象にしましょうという動きになっているらしいですよ。だから座間味村もエリア内に戻す方法、そこから出たら、はいどうぞ、駆除していいですよと、駆除対象にしましょうというふうにやっていると、天然記念物でかわいそうだ、かわいそうだとやっていると、もう大変な話ですよ。何月でしたか、植樹祭でもらった桜の苗木、庭に植えていたらなくなりましたよ、見事に。1週間で鹿にやられました。庭に入ってきて食べるんです。そういう状況になっているので、座間味せつかく、阿真の集落が桜並木をつくるために植えていますよね、一所懸命ね。あれ全部なくなりますよ、皮を剥いで食べますから。そうなったらもう遅いですからね。ハイビスカス、100%なくなります。高月山に行くところの下にはインパチェンスとか咲いていますけれども、見事なくなりますよ。ここに咲いているハイビスカスもなくなります。すべてなくなりますよ。だからエリアを定めて、そこで保護する。そこで観光客に見せるというふうにしなないと、阿嘉も慶留間も全体のエリアにされたら困りますよ。産業振興課長、昔、水田だった真謝のほう、向こうのほうね、今、竹が生えて、鹿が食べるものがなくなっているんですね。昔はそこに集まって、夜、鹿が集まって、出たんですが、もう食べるものがなくなって、全部タンク山に集合して、その後に集落に降りてくるように

なっていますので、あそこ一括交付金で全部手入れさせてくださいよ。広報で、新聞でここは整備しますということで、あれは個人の用地がほとんどなので、広報をかけて、法的に利用が出来るようにして下さい、とにかく整備させて、そこに鹿が集まるようにしてくれば、集落に降りてくるのは少なくなりますよ、橋の下に集まるのはね。教育長の家も最近門扉がつくられていますけれども、多分、鹿が入ってくるので入ってこないように門扉つくらせたいと思いますよ。ですよ、教育長。だって30メートル離れた空き地に毎日いますからね、夜は。3頭ぐらい毎日いるんですよ。夜。だからちょっと油断していたら、花植えましょうと庭に植えていたら、鹿が夜入ってきて、はい、ごちそうさまと食べていくわけですからね、何も植えられないですよ。だから柵をしていいところとそうじゃないところ、産業振興課長が教育課長の時代に阿嘉の学校の門扉等、柵をつくってもらって、それで門の横にある花壇に花が咲くようになったんですよ。それまでは子供たちが植えた翌日にはなくなっていますから、春に花咲かせましょうと植えたら無いんですよ。角の生えた夜学生が一生懸命食べて、そういうものも一括交付金というのは何に使えるか。形はハードかもしれませんが、実際にはソフトなんです、ソフト事業なんですよということを考えてからやってください。そうじゃないと使えるものが制限されてきますので、自分たちの範囲の中で決めてしまうと使えなくなるので、どんどん、ほかからも意見をどんどん取り入れてですね。いろんな意見が来ているでしょう、住民からも。あれをつくってほしい、これをやってほしいというのが来ているはずなんです。だからそれがハードなのか、ソフトからつなげるハードなのかというのを、よくその辺考えて一括交付金で予算化をしてもらいたい。特に山、座間味はヤマモモをやるという話もありますのでね、そういうものも含めて、これもソフトですから、一括交付金でできるんだったらできるものやってもらったほうがいいですよ。とにかく花、花が咲く、その後、結実して、春には実を取って食べるという、そういうものもいいし、秋に食べるもいいし、そういうのができるのが一番いいわけですよ。島の木は、はっきり言って、ほとんど花も咲かなければ実もならないというものばかりなんです。だから公園内は花の咲くものを植えましょう、実のなるものを植えましょうというわけですよ。モクマオウとかソウシジュミたいのはだめですよ。あれは勝手に広がって行って、既存のものを全部駆逐していきますからね。沖縄本島で育ったものをここで植えるのではなくて、ここで苗畑も十分に生かして、そこでやると、還元するというような形で予算化してくださいね。産業振興課は次年度事業で、3億円ぐらいは予算化してくれるんじゃないかと思って楽しみにしております。

それじゃあ、もう時間かな。もっと聞きたいんだけど、後で大城議員が似たような質問があるので、突っ込み過ぎたら後で聞けなくなってしまうので、私の質問は終わります。

○ 議長（中村秀克）

ちょうど1時間であります。これで金城善昇議員の一般質問を終わります。

トイレ休憩したいと思いますので、5分間休憩いたします。11時5分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

引き続き一般質問を行います。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一般質問、2点ほど質問したいと思います。先ほどの金城議員の質問と少しダブりはするんですが、1つ目はエコツーリズム推進法と国立公園指定化に向けて。

それから2つ目は、これは何回も聞いているんですけども、歴史資料館の整備についてです。

さて、1点目のエコツーリズム推進法と国立公園の指定について伺います。この2つの件は、地域の自然環境の保全ということで、似通った部分があると思います。2つの制度の趣旨、それから今後の取り組みについて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。先ほど金城議員への答弁とダブる部分がありますが、よろしくをお願いします。まず、慶良間海域はサンゴ礁を初めとする豊かな自然環境や海域資源を有するとともに、年間を通して多様な海洋生物が観察できる貴重な地域です。このような自然とかかわってきた地域独自の文化や歴史等、貴重な自然を次代に残し、観光振興と自然、保全活動の両立を図ることを目的にエコツーリズム推進法に沿った慶良間地域エコツーリズム推進全体構想を作成し、昨年6月に国から認定を受けました。これに伴い、慶良間地域の海域を共有する座間味村と渡嘉敷村、両村で海域保全に向けた活動計画や利用規制等の共通ルールを作成し、条例制定に向けた方策を定める必要があります。それに向けて取り組んでいるところです。一方、慶良間諸島の沖縄海岸国定公園が区域を拡大して、国立公園に格上げされます。透明度の高い海、多種多様なサンゴや魚類、サンゴ幼生の供給源など、日本を代表する傑出した地域ということで指定されますが、指定することによって自然の保護の保全、それから各種事業、これはオニヒトデの駆除等、海岸清掃等、それから施設の整備、また知名度、地域のイメージの向上により観光客の増加が期待できるものと考えます。今月30日に指定にかかる中央環境審議会委員の現地視察が実施されます。実現すれば31番目の国立公園となります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

このエコツーリズム推進法と国立公園指定に向けての動きが、今、地域ではダブって映ってしまっていて、一つずつ整理していきたいと思いますが、エコツーリズム推進法の中のエコツーリズム推進全体構想が国に認可されたということで、これからの動きとしては、先ほど課長の説明によると来月初旬に村内のダイビング事業者との調整があり、そして11月には慶良間全体の会議があるということで、条例化に向けて進めていきたい。これは推進法ですので、エコツーリズムをどういうふうに進めていくか、それをバックアップするための法律だと解釈しています。そしてもう1つは、今から一番際だって注目される国立公園の指定に向けてですね、両方とも頭に入れて、ゆっくりと着実に進めていかないといけないんですけども、村のホームページと、環境省のホームページで指定に向けての概要が理解できます。その指定に向けて、これからどういうふうに取り組むかということでお聞きしたいと思います。例えば、一番大きいのは去る東京オリンピックの誘致で国を挙げて、都が誘致委員会を設置しました。見事な「お・も・て・な・し」と新語ができるほどですね、すばらしい誘致合戦が、見事誘致を勝ち取ったんですけども、そこまでは誘致合戦とかいきませんが、ソフト面で、ある意味では、我が村も民間を含めた国立公園推進委員会みたいな、推進室でもいいです、設けてですね、官民挙げて誘致に取り組んでいけたらと思っています。それがないと、先ほどの説明にもあったような施設の配置、施設の要望、それからすべて防災に関する避難路の避難標識の設置等、国立公園という箔はついたけれども、中身が伴わないとなると、非常に恥ずかしい話になります。それから指定されたときのパフォーマンスですよ。記念の告知会、告知キャンペーンとか、記念ツアーなど、これをどうするか。ましてや一番大きなものは広告媒体、フェリーの横腹に今「がんばろう日本」と書いています。もう東京オリンピックの誘致も決まったので、早く「がんばろう日本」から脱して、むしろ東北のほうは復興に向けて進んでいるし、原発のほうがまだまだ足踏み状態なので、「がんばろう日本」から「慶

良間諸島国立公園「めんそーれ」という形のものを書いて、たまたまフェリーのドックが4月中旬ぐらいだと思います。もし3月にこれが決定すると非常にいい機会、むしろ渡嘉敷よりも先に宣伝、広告が打てるような、こういったものも民間と、それから村を含めて国立公園に向けてのソフトを進めていただきたいと思いますけれども、その点についていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ただいまの質問でソフト面で準備に取り組む必要があるのではないかという御質問なんですが、国立公園の指定に向けてはこれまで環境省と協議等を重ねてまいりました。これから環境省によるたくさんの事業が実施されます。村としても大きなプロジェクトになると思いますので、御指摘にもあります官民一体となった協議会等を立ち上げて検討していく必要があると考えます。それから告知についてなんですが、国立公園として指定化された場合の告知というのは大変重要だと考えます。多くの人に知ってもらうためにも村として記念イベントを開催する方向で検討しております。イベントの内容については環境省と調整をしながら進めていきますが、村民の皆さん、先ほど大城議員からも提案がありましたが、そういう御意見等もぜひ拝聴しながら進めていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

その告知イベントに当たって、またこれも提案なんですけれども、今、Weekly座間味村の一番下のほうに、月刊ダイバー10月号で座間味村海域をピーアールとあります。今から告知をするに当たっては、例えば月刊誌のダイバー、それからヨット、シーカヤックも含めて、いろんな雑誌社を呼んで国立公園に向けたそういった旅行雑誌にも掲載するのもよし、金がかかる話ですけれども、ビジョンだけは持っていたほうがいいと思ひます。それと村長の得意な観光大使、多過ぎる。一番の観光大使は阿真の亀と思ひます。それとサンゴとザトウクジラの繁殖海域と言っているの、鯨と亀を特別観光大使に任命して任命式をやるようなものですね。渡嘉敷にない、村の名前出したらいけません、隣村にないいいアイデアと思ひます。こういったものを含めてユニークさと堅実さを含めたイベント、告知をやっていただきたいと思ひます。これにはですね、今から議論の場ができれば非常にピーアール効果、作戦は着々と進むんじゃないかと思ひます。30日には審議会が来るということなので、環境省は審議会に審問、審議会の意見を聞いて、ほぼもうとんとんで行くんですよ。環境省に答申するのが12月だと聞いているので、その前に審議会が現地を視察するということは、もうここでも本当にめんそーれという姿勢を持って対応していただきたいと。

それからもう1つ、この慶良間諸島国立公園の指定案の概要というのがありまして、これはもちろんエリアからすべて含まれて説明があるんですけども、その中で国がやるというか、環境省がやる利用施設の計画というのがあるんですよ。ちょっと読みます。利用者が多様な海域景観を採勝するとともに、本地域に特徴的な亜熱帯の動植物等に触れ合えることができるよう、次の利用施設を計画します。沖縄県渡嘉敷村において園地3カ所、展望施設1カ所、博物展示施設1カ所、沖縄県座間味村において園地4カ所、これ1つ多いんです。展望施設5カ所、これは4カ所多いです。野営場1カ所、これも渡嘉敷村にはなかったことです。博物展示施設1カ所を計画しますとあります。これはちゃんと環境省のホームページに公表されております。そこでですね、博物展示施設ですけれども、例えばサンゴのことでいうと、阿嘉の臨海研究所があります。これは阿嘉島に置いたほうがふさわしいでしょう。ところが鯨で言うと、ホエールウォッチング協会がここにあるので、座間味のほうがふさわしいでしょう。次に質問する歴史資料館とあわせてどこがいいのか、ま

してや1カ所とあるのを2カ所にふやして、もちろん観光施設になりますので、2カ所にふやしてサンゴだったら阿嘉、鯨だったら座間味というふうに今から要望を何々にやっておくのかというのも村長の動きによると思います。その考えを村長に伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず最初の前段の話で、例えば鯨と亀の話もありましたが、実は別の方からは鯨と亀を住民登録したらどうかという別のアイデアもございまして、その辺はしっかりと柔軟性を持って、かつ座間味村がしっかりとピーアールできるような環境をつくっていきたくと思いますし、記念キャンペーン、そのへんもしっかりとやっていくということ。それと船の告知は座間味村が先にとという話もありましたが、実は渡嘉敷村の村長とも、船のそばには何かそろそろ考えないといけないよねという考えになっておりまして、座間味が先に出てやることあるかどうかちょっとわかりませんが、その辺もしっかりと対応させていただきたいと思います。

さて先ほど御質問がありました施設の話でございますが、これは今、環境省のホームページでいわゆる意見を募っているところだと思います。ぜひとも多くの皆様方に住民も含めてですね、いろいろな意見を環境省に送っていただければと思っているのがまず1つ。それと後で出てくる、次の質問ともかぶるのかもしれませんが、施設のあり方についてもどうするのかというのは、実は今回の環境省から出た案に関しましては、各課長にはしっかりと熟読をするようにということを言っておりまして、1つ言えることは、施設をつくるのはいいんですけども、余りにも多くなるとはいけないというのが1つあると思います。やはり適切な数であったり、場所の問題とかというのがありますし、また修学旅行に対応するような施設であったり、あるいは私たち住んでいる人間が、住民が勉強ができる場であるということも踏まえて考えますと、おのずと数のほうは決まってくるのかなと。例えばですが、歴史的なものはどこがつくるかというのは別にして、歴史資料館が阿嘉島であれば、いわゆる自然環境に関する施設は座間味島であるとか、そういうような環境になってくるのかなというのが現実的な話かとは思っております。いずれにしても環境省との交渉の余地はまだ残っていますので、しっかりと適切な考え方を私たちは持ちながら、今の大城 晃議員の御意見も踏まえながらいろいろと議論をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

環境省が国立公園内につくるのは、多分国立公園の入域者に対しての、国立公園の説明、いわゆるビジターセンターだと思うんですよ。そのビジターセンターについて、例えば海域公園については、サンゴの説明については阿嘉島、それから回遊してくる鯨がいるために海域が、陸から7海里まで、7キロまでだったかな、ということで広がっているんで、これについてはホエールウォッチング協会がある座間味島のほうが、いわゆる国立公園の入域者に対しての説明、もちろん言いかえれば観光客ですけども、そういったのは歴史資料館とは違う、全然違う立場のものなので、ぜひこれを1カ所と言わずに、座間味と阿嘉の両側にそれぞれ地域の特色を生かしたピーアールできる、案内できる施設があれば思っております。いずれにしても国立公園の格上げは座間味村観光へ箔が付き、村外、県外、海外からいろいろ関心も高まるだろうと考えられます。先ほどのエコツーリズムの推進法とあわせて制度をうまく活用して、環境保全、観光振興に取り組んでいただくようお願いし、この件は一般質問では終わりますけれども、普段からの議論にしていきたいと思います。以上でこれは終わります。よろしく申し上げます。

さて2番目の歴史資料館の整備について。これは何回も質問した経緯があります。特に3月の議会において辺地計画の承認があったので、その辺地計画において平成26年度に整備計画されているということで詳しく聞いたことがあります。それから6月議会においては、たまたまフェリーの建造委員会の話が出たので、その6月議会において3月に承認された辺地総合計画で平成26年度に歴史資料館が計画されているが、どういふふうに取り組むか、そういった建造委員会らしき、いわゆる検討委員会はないのかというふうに聞いた覚えがあります。そうすると、答えはプロジェクトチームで企画という分野で総務のほうで担当させてもらっています。参事が特命事項でやっているところです。今年度は基本構想を策定し、各地区の区長と代表者の方々から意見集約、ヒアリングをしているところだと思います。というところにとまっております。再度聞きます。歴史資料館について、審議委員会なる、いわゆる資料を収集する委員会は設立されないのですか。それと、これも何回も聞きます。歴史資料館の事務担当部署はどこですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず審議委員会の件に関しては、ただいまのところまだ進捗状況はございません。それから担当部署のほうですが、実は現住民課長が担当しておりました歴史文化の施設ですね、この件に関しては総務課でございますが、実際内容のほうを検討いたしましたところ、担当のほうは教育委員会がふさわしいのではないかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これは前に質問したんですよ。逆に、我々議員側から教育委員会のほうがふさわしいのではないか。各分野に対して、いろんな諸先輩方とかかわりがあるので、資料の収集がやりやすいですよと言ったのを、いや、これは総務でやります。プロジェクトチームでやりますと言った経緯がありますけれども、それを覚えてますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

はい、覚えておりますが、一括交付金を利用した歴史の資料館という形で認識しておりましたが、実際、内容を進めていくに当たりまして総務課が担当しておりました施設とは少し違っているのかなということで修正したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

総務課でつくろうとしていた内容と、今の歴史資料館の内容とイメージが頭の中で変わったから、これは教育委員会に移したほうがいいんじゃないかなということなんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

歴史資料館の建設に関しましては、一括交付金をもらうに当たって、ネーミングも大変重要になるということで文化資料館という形で打ち出したのですが、内容的に見ると、ビジターセンターに近いもの、それか

らスポーツの振興に近いものという形になっておりまして、歴史文化に関してはほんの一部のお部屋の提供という形になるのではないかとこのように精査しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

歴史資料の展示についてはほんの一部の部屋の利用なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

そうですね、内容的にはそのような形になっていくと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

全然、ちょっと頭をリセットしますが、教育委員会が担当するのは、1つの箱の中の歴史資料展示室のことで、歴史資料館そのものではないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

はい、そういうことでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

話は辺地総合計画に戻りますが、ここに歴史資料館が平成26年度とあるんですよ。じゃあ、その1室だけを平成26年度にやるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城 晃議員、もう一度だそうです。

○ 1番（大城 晃議員）

確認します。1つの箱物の中で、スポーツ振興とか何とか言っていましたけれども、それはこれまで聞いていません。1つの箱物の中で歴史資料展示室という部門があって、その中が、その歴史資料展示室の資料収集、いわゆるディスプレイが教育委員会の担当であって、歴史資料館そのものではないということですか、その建物は。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

起債のほうに関しましては、これはまた別のものの箱物と考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

平成26年度辺地計画、3月に承認された辺地計画に戻ります。辺地計画には、公民館、その他の集会施設の中に座間味村歴史資料館建設事業、平成26年度、これはもちろん辺地の総合計画ですから、辺地債を

利用するというので。これにのっていないと辺地債が利用できないということで、私たち、これを見た人は歴史資料館だと思っているんですよ。それで、くどいようですけども、歴史資料館の建設の必要性、同じ近隣の離島では渡嘉敷、渡名喜、粟国、久米島、そういった近隣では、歴史資料館に似通ったものがすべてありますよ。座間味だけ、観光というものには目が行っているけれども、先人の歴史、知恵、工夫、そういったものを展示する場所がないんですけれども、これも一つの観光施設であって、しかし子供たちに継いでいく、歴史を教える義務があるんじゃないですか。と、くどくど言って来たつもりなんですけれども、そうではなく、歴史資料室なんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

一括交付金の総務課が請け負っていた施設に関してはそのような形になっておりまして、多目的施設の中の1つのブースという形になっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今、話を聞いて、何かうまく、我々が考え違いというか、とつてもショックであります。そのときには民間の海洋文化館もあるし、その方とも調整して、それから先輩方、いろんな先生方もいるし、そういった人達を委員にして、いろんな資料収集があるので、平成26年度の事業だと。早いうちに資料収集委員会なるものを立ち上げたらどうですか。というのを何回も言ってきたつもりです。来年のことで、まだそういった委員会がなければとても簡単なものじゃないかなと思って、今さらながらその規模の、何と言うかな、啞然としました。我々議員もみんな歴史資料館なるものができると思ったら、何だ、歴史資料展示室だったんですね。ちょっとここでもう質問する気持ちがなえてしまって…。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

補足をさせていただきたいと思います。まず考え方が2つあるということを前提に話をさせてください。まず一括交付金で歴史文化、いろいろなものができる施設をつくりたいということで、いろいろと御提案をいただきまして、予算化をしているところではございます。それに関しても、その施設の中にも歴史がわかるような施設をつくりたいというのがまず1つあります。それとは別に辺地計画というのは一括交付金とは違う資金でございますので、辺地計画の中で教育委員会から上がってきた歴史文化に関する資料館というのはつくるべきだという考え方があると思います。今、一括交付金でつくろうとしている施設の中にどれだけのものが展示できるのかというのと、それとは別にできるだけ多くの資料を展示して、次世代まで残していく、あるいは観光の資源としていくという施設は別に考えるべきだという話だと思いますが、総務課長、その辺の説明の仕方がちょっと理解しづらいような説明になったかと思いますが、そういうことでございまして、ですから大城 晃議員がおっしゃっているのは後者のほうの辺地計画の話で出ている歴史資料館についての御質問だったと思っております。今、総務課長が話しているのは一括交付金で考えている大きな総合施設の中の一部の施設の話をしておりまして、多少話が食い違っている部分があったのかなと、私はそういうふうに感じまして補足の説明をさせていただいているところですが、確かに総務課長が話をしており、今、審議委員会なるものができていない状況がありますが、その決定的な理由といたしましては、一括交付金でつくる施設、そして辺地計画でつくる施設との兼ね合いを含めて、どういう形で進めていくかと

いう、まず大きな絵がしっかりと描けていないというところが正直なところでございます。早急にこの辺を詰めまして、もちろん、ただつければいいという施設ではございませんので、そういう識者の方々、あるいはいろいろな方々のお知恵を拝借する委員会の設置をできるだけ早くしていきまして、これは教育委員会になるのかなと私は思っておりますが、しっかりとした施設の建設に向けて動き出していきたいと考えております。以上でございます。説明がちょっとたどたどしくなって申しわけありませんでした。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私は何も一括交付金の話は聞いていませんよ。一括交付金というのは財源の話であって、辺地総合計画で平成26年度に1億6,000万円余りの事業費を投じて歴史資料館が計画されているのに、これがどうなっているんですか、進捗状況はどうなっていますか、その事務局はどこですかという話をですね、ついでに言います。実はですね、村長、過疎計画にのっているんですね。過疎計画には平成25年度にのっているんですよ。ここは全然すり合わせされていないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。すり合わせと申しますか、新たな事業、例えば過疎計画で新たな事業を追加する、予算を追加する、辺地計画でも同じようなことが起こった場合にいろいろな諸手続がございます。一方、計画にのせてつからない場合というのは削除しても構わないんですが、もろもろの手続もございますので、その辺地計画の中で、新たな辺地計画を修正する中で過疎計画にものっているんですが、平成25年ではやっぱり厳しいという状況がありました。その状況を踏まえて、辺地計画の中ではいわゆる交付税措置のパーセンテージも5%高いというのを踏まえまして、辺地計画でもう一度策定させていただいたところです。正式な事務手続で考えますと、じゃあ整合性はどうなるんだということがございますので、取り消し、削除とかそういう手続が出てくる可能性もあったかと思いますが、今回はあえて、特にやらなければならないというルールが私はちょっとわからなかったものですから、そのところは省きまして、しっかりと新規の辺地計画の中で教育委員会からその予算が上がってきたと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

話を整理すればよかったですね、議長、問題が3つぐらいありまして、私の中では。まずは、私、話をスタートに戻します。辺地総合計画の平成26年度の歴史資料館、どこに事務担当があるのか。これは絶対、教育委員会じゃないかなということの前から言いました。そうしたら、総務課でやりますという話がありました。そうすると、きょうの話はですね、一括交付金を使うから、これは総務課でやるので、中身の展示室だけは教育委員会お願いします。じゃあ、平成26年度の辺地計画の中の教育委員会から上がってきた1億6,000万円は何だったんですかということですね、歴史資料館として。それと、これは実は、これはこの間の3月の辺地総合計画。平成22年9月議会に過疎計画があったんですよ、これは平成25年度に歴史資料館の計画案です。平成25年度というと現年度ですね。ここまで言う必要はなかったんです、今回は。この過疎計画の変更は、計画そのものは議会の承認をもらっています。平成25年にやらないという変更は議会の承認はいらぬのかどうか…。休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

先ほど来、しゃべっているとおり、本村は唐船の時代から多くの船長を輩出し、座間味、阿嘉、慶留間、船頭の屋敷跡があります。それからカツオ漁業は、沖縄県で発祥の地。そして太平洋戦争、沖縄戦の上陸第一歩の地。この3つは、海を抱えた上にいいところも、悪いところも、そういった歴史から含めて資料展示室でおさまるようなものじゃないんです。ましてやこれが子供たちに伝えていくという、私たちには役目があるんですよ。私が3月からくどくどしゃべっているのは資料展示歴史資料館、パピリオン、これをこの1億6,000万円という辺地計画の中で、事務局にふさわしいのは教育委員会じゃないかな。いろいろ今現存している、もう他界された先人たちもいるんですよ。だから早く手を打たないと資料がなくなります。証言というのはゆがんできますからね。そういったものもどんどん早く手を打ってやるには、平成26年度間に合うか、間に合わないんじゃないか、先送りしてもいいからいいのをつくったらという話なんです。それとですね、先ほど言いました環境省からの展示博物施設、あれはあれ。あれの隣に置くことで相乗効果が出るので、ぜひこども含めてですね、あそこは国立公園だから、海域の、いわゆる自然環境の紹介だと思うんですよ、多分、小笠原のビジターセンターもそうでした。ところが歴史については歴史資料館が隣に併設されていると。これはもう国立公園としての箔はずっと上がると思います。もちろん今から、まだ着手していないということをやうまく生かすにはそういったのも踏まえて、あそこがトタン屋根だったら、こっちはスラブ屋根とか、ではなくて、同じようなデザインでいけば相乗効果が上がるんじゃないかと思います。いずれにしても資料収集にはかなり時間を要します。この辺の近海離島で一番いい施設をつくっていただけるよう、あの収集に時間がほしいと思います。村長よろしいですね。歴史資料館については単独の歴史資料館という解釈でいいですね。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

大城 晃議員の御提言本当にありがとうございます。これまで話の行き違いがやっと解消したのかなと思っておりませんが、御提言をしっかりと受けとめて、いい歴史資料館、あるいは国立公園化に向けて施設と連携した、私たちの子や孫までしっかりと伝えられる施設であり、さらに観光振興に資する施設がつけられるように、私ども部局としても一所懸命取り組んでいきたいと思っておりまして、ぜひまた御協力をよろしくお願いしたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

これまでのやりとりで不可解な部分があったのが、やっと解けたような気がします。必ず平成26年度に建設ということじゃなくて、平成26年度に収集を目指すとかということ、立派な、どこにも負けないような歴史資料館ができればと思っております。必ず国立公園とマッチしなくても、タイミングを合わせなくても、その後にできれば逆にいい国立公園ができるんじゃないかと思っておりますので、これを機にいい審議委員会でも設けて、早目に方向性、コンセプトづくりから初めていただきたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで1番 大城 晃議員の一般質問を終わります。

これで午前の会議を終了いたします。午後は1時30分から、引き続き7番 宮里祐司議員の一般質問から行います。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。7番 宮里祐司議員。

○ 7 番（宮里祐司議員）

私の一般質問のほうに入らせていただきます。まず1点目、無人島上陸についてということなんですけれども、本村にある各無人島で制限されている行為と、あと制限行為の法的根拠を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ただいまの無人島で制限される行為、あるいは法的根拠についてということでお答えしたいと思います。まず無人島の立ち入りについては、村が作成している自然保護と安全のためのルールブック等により、遵守事項については周知を行っていますが、また一部無人島については、村独自の条件を付して利用させている状況です。制限行為については、自然公園法により規制がありますが、それぞれの地区によって許可が必要となる行為が設定されております。おおむね共通事項としましては指定区域内への立ち入り、樹木の伐採、鉱物の採取、動植物の捕獲採取、生育地でない植物の植栽、あるいは物の集積、たき火、テントを張る行為等は許可が必要となっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7 番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。皆さんお手元に、私がプリントアウトした写真、画像をお配りしているんですけども、これは実は8月に島の子供たち四、五人と一緒に釣りに行こうと思って屋嘉比島のほうへ朝早く、早朝ですね、たしか6時ぐらいに通ったときに、屋嘉比島にテントが見えたんですね。寄れる範囲まで寄ってみようと思って、もちろん朝早かったので人影もなかったんですが、まさか、もしかしたらシーカヤックで渡ったのかなと思って近くを見たんですけども、カヤックの気配はなく、そうすると手段はもう、ヘリコプターで渡るわけにはいかないので、船じゃないかというふうにも限定をされるんですけども、この屋

嘉比島でテントを張っている、キャンプをしている行為、これは自然公園法でいうといいのか悪いのか。あともし悪い場合の、屋嘉比島における法的な根拠ですね。それをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず先ほどの地区によってそれぞれ許可が必要が、行為が設定されていると申したんですけれども、実はこの自然公園地区の中にはまず特別地区、これは第1種から第3種まであります。さらに特別保護地区、海域公園地区、普通地区とあるんですが、今御指摘の写真の屋嘉比地区は特別保護地区ということで、屋嘉比島、それから久場島はかなりの規制がかかっております。そしてその中で屋嘉比島については、さらに鳥獣保護区域ということで、さらに細かい法的な規制、網かけがかかっておりますので、屋嘉比島については、もちろん上陸できないということではないんですが、厳しい制限がかかっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。ということは、やっちゃいけない、だめだということですね。わかりました。大事なのは、もちろんまだ調査もしていないので、どこの船が渡したかというのはこれからなんですけれども、このようなことがないように、まずいま一度村内業者への現状ですね、今の村ルールも含めた厳守事項の周知徹底、これは夏終わっているんで、徐々にシーズンオフで暇になってきますから、まず周知徹底を図っていただきたいと思うんですが。観光協会かなんなりを通じて、今後、このようなことが起こらないようにぜひお願いしたいと思います。早急に対応をよろしくお願いします。

あと、そもそも、今の現状は国定公園、今後国立公園、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、一般の住民がわかりやすいように、簡単に言えば、国定公園と国立公園の違いですね、簡単に構いませんのでお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

一番の大きな違いはまず国立公園、沖縄海岸国定公園も国が指定します。ところが国立公園は国が管理します。国定公園は県が管理することになっておりますので、そういう自然公園についても今のところ県の管理にしているところです。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

実は、観光業者はこういうのを理解しているんですけれども、それに携わっていない村民の方が意外と理解していないものですから、簡単にこういうふうな流れで説明すればわかると思いますので。あと法的根拠となっている自然公園法の、例えば今後計画の変更、もちろん今、地域に即したルールになっているのかどうかを今後検討する必要があるんですけれども、変更が可能なのかどうか。あと可能な場合、国定公園の場合と国立公園になった場合と、手続がどちらの管轄になるのか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

現在の自然公園については、公園計画法を変更して、例えば野営場、キャンプ場ですかね、そういうのに指定するという事も考えられます。今後、国定公園になった場合、その手続きはどうかというのは、実はこれは今のところどういう手続が出てくるのか、あるいはどこが今、優先にしていけるのかというのは即答できない状況で申しわけありませんが、また勉強していきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

恐らく、現状、国定公園であれば県のほうですよね、県のほうに申請を出して変更、国立公園になれば環境省を含めた国じゃないかなと思えますけれども、後で調べて情報をお願いします。

やはり今後国立公園になった場合、地域に即した変更が簡単にできなくなるということが危惧されます。もちろん守るべき場所は守る、今のままでもちろんいいと思えますが、逆に住民が自由に使っているような場所、あと観光客が使っている場所はもっと使いやすいようにするという、しっかりとすみ分けをしなきゃいけないと思っていますので、国定公園化の前にぜひ変更できるよう、早急に、先ほども話があったように官民一体となった国立公園に向けた準備委員会等を設置していただいて、話し合いの場を設けていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

では、2点目いきます。渇水問題について。現時点での貯水率、今後の予測、対策をお伺いします。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

では、ただいまの宮里祐司議員の質問にお答えいたします。平成25年9月26日、きょう現在の貯水率についてなんですけれども、座間味ダムが55.49%、阿嘉ウタハ堰が66.1%となっています。現在の水不足対処としては、今、海水淡水化施設をフル稼働し、日量100トン、座間味、阿真区の浅井戸より地下水を日量90トン取水、合計190トンの補充をしています。阿嘉、慶留間地区については、今現在、真謝浅井戸と砂防ダムからの取水準備ですね、機器の、ポンプとかの準備をいたしております。今後につきましては、雨が降らないと仮定した場合に座間味ダムが10月初旬には50%を下回り、11月初旬には30%を下回ることが予測されます。また阿嘉ウタハ堰に関しましては10月初旬には60%を下回り、11月初旬には50%を下回ることが予測されます。そのため、今、座間味、阿佐、阿真の3区におきまして、10月1日より、夜9時から翌朝7時までの夜間断水を予定しております。その後に関しましては、降雨の状況により対策を考えてまいりたいと思えます。阿嘉、慶留間地区におきましては、降雨の状況と予備水源を含めた貯水率を勘案しながら制限給水などの実施について検討し、対策を考えてまいりたいと思えます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。かなり厳しい状況があるということですね。一番今、住民が気にしているのは、まず今後、座間味島の隔日断水が、貯水率が何パーセントになったらスタートするのか。あと阿嘉、慶留間の夜間断水ですね、10時間が貯水率何パーセントになったら制限するのかを気にしているんですが、答えられますか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

お答えとして、まず2番目の阿嘉についてなんですけれども、ウタハ堰の貯水率が50%を下回った場合に予備水源の状況と慶留間地区の、向こうも予備水源なんです、それを勘案して夜間断水をするか判断したいと考えております。座間味、阿佐、阿真区につきましては、隔日断水のタイミングについては、過去に行ったのが平成21年10月から隔日断水を行った経緯がありますが、そのときには座間味ダムが貯水率30%を下回った時点で隔日断水を実施しています。今回におきましても貯水率が30%を下回った時点で隔日断水の予定をしています。しかし12月には、今現在進めております本年度事業の機器製作中であり残り1基の海水淡水化施設が稼働できる見込みとなっていますので、その12月時点で予備水源を含めた水の状況により隔日断水は判断したいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました、ありがとうございます。課で予測を立てていると思いますが、この50%を切る大体の予定、今の降雨状況でいった場合と、あと座間味と阿嘉、慶留間ですね、何月何日ごろ50%になるのか、30%を下回るのか、もちろん予測で構いませんので。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

では今の質問に対してお答えします。今、公営企業課で立てた予測ではあるんですけども、減り始めた状況からの平均値をとりまして、今現在、座間味ダムが55.49%で、今後の見込みとして10月1日においては、52.53%になる予定でございます。ただし、あくまでも予測ですので、今予定しております10月1日からの夜間断水は実施したいと思っております。11月初旬には、11月5日時点で32.5%の予定をしております。阿嘉のウタハ堰に関しては、今現在が66.1%です。そして10月1日の予測として65.25%、50%を割るのが11月5日以降に予測しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。住民が知りたいのは、今ここの部分で、タンクを外したよという人も結構いるんですね。ですからまた戻して工事をしたいという人もいらっしゃるの。悪く見て11月5日ということですよ。どっちにしても11月中ということが濃厚だということで、わかりました。

海水淡水化の、先ほどお話しが出ていますが、我々、夢の施設として今年初めに一気に100トンの施設を入れたんですが、これは何月から動かした、稼働も含めて、もしこれ海淡がなければ、これは10月1日から始まる予定の、いわゆる夜間断水ですね、これは早まったのかどうか、どれぐらい早まったのか、効果といいますか、それを知りたいんですね。わかる範囲で構いませんのでお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまの質問のお答えなんですけれども、海水淡水化施設ですね、こちらをまず稼働したのが減り始めて80%を割ったごとに、日にちとしては8月6日から半日運転で50トンつくって水を送水していました。

それを32日間ですね、9月8日まで行っています。その後、減る状況が深刻になってきたものですから、フル稼働ですね、24時間運転を9月9日より始めて今現在に至っています。この期間が18日ですね、今現在として。総水量としては3,400トンをつくっています。その水を座間味島におきまして海淡だけでの稼働日数に換算すると大体、平均して十二、三ですね、これぐらいの水量を送水しています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

そうすると2週間ぐらい早く、9月15日の時点ではいわゆる制限給水を行っていた可能性があるということですね。わかりました。もちろん導入して私は大賛成ですね。もう1基も早く入れていただきたい。当初では1月というふうに聞いていましたが、先ほど11月から12月…、12月ごろですね、前倒しでいけるかもしれないということですね。できるだけ早い時期に入れていただいて、始動していただきたいと思います。住民にも、私の、きのう、おととい来た方々にももう少し節水を頑張ってくれと激励しておきますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

次、3点目、座間味中学校校舎建てかえについてお伺いしたいと思います。座間味中学校校舎建てかえ、あと村内教育施設の建てかえ時期についてお伺いします。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ただいまの質問にお答えします。座間味中学校校舎建てかえについてなんですが、今年度中に設計を済ませる予定です。そして次年度、平成26年度には建築を予定しています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。座間味中学校、ということは130周年が平成27年でしたよね、ありますので、それに間に合う予定ということですね、ありがとうございます。PTAのほうもこの130周年に間に合わせて完成できれば、一緒にセレモニーができるんじゃないかと。ちょうど先週でしたか、学校の運動会の清掃のときにPTA、父兄とも話をしたものですから。わかりました。では平成26年度ということで、ありがとうございます。あと翌年以降、平成27年度以降のほかの施設についてお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

次年度以降について説明します。公立学校施設整備事業につきましては、平成21年度以降、阿嘉小学校校舎、平成27年度に設計、平成28年度に改築の予定をしています。平成28年度には座間味教員宿舎浜屋荘。そして平成29年度には座間味教員宿舎星見荘を計画しています。平成30年度には座間味幼稚園の改築を進めていくということです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。10年以内にほとんどが、今、お聞きした施設、建てかえるということですよ。わかりました。かなりの費用もかかってくると思いますので、ただ教育施設ですから、これに制限をかけるわけに

はいかないですし、あと耐震の問題もありますので、しっかりとこれは財源も含めて、役場の横の連携を保っていただいて、あとハード事業に関しましては、なんか今の若手の職員に余り経験がない職員が多いと聞いておりますので、先輩方の意見も早い段階でしっかりと聞き入れて、いい建物づくりをぜひ行っていただきたいと思います。最後に給食センターが座間味にあるんですけども、全体が集まって給食をとるという施設の役割も担っているんですけども、この現状、みんなで集団で給食をとるといことはずっとこれを継続していく考えですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

お答えします。昨年までは小、中、別々で給食をとっておりました。しかし、去年の一括交付金で冷房をとりつけたおかげで小中一緒に、集団で食事するようになりました。その結果として、集団生活や食育の点から非常にいい面が見られているということで学校から情報が入っております。センターの機能は、今後も残したほうがいいんじゃないかなと私は思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。確かにクーラーを入れる前は測定値でいうと、42、3度まで気温が上がって、もうごはんも食べたくない、特に中学生ですね、調理場の熱気が上に上がってですね、みんなヨーガリて…、ヨーガリたかどうかわからないですけどもね、非常に食欲がないという話を聞いています。クーラーを入れることによって、大分今は食が進んでいるというふうにも聞きますので、そういったことを考えると、やはり集団で快適な環境で食事をとるといのは教育にとってもいいということで、考えているということですねわかりました、ありがとうございます。

では、続いての質問ですね、離島学生寮についてお聞きしたいと思います。離島児童・生徒支援センター、建設の進捗状況についてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

お答えします。沖縄県教育委員会においては、高校のない離島出身者の経済負担を軽減するために離島振興システム、離島児童・生徒支援センター、仮称になりますが、整備することとし、平成27年4月のオープンに向けて取り組んでいるところです。同施設は、これまで市町村長を中心に説明を行っていましたが、今後、7月31日以降は担当者を中心に会議を開催し、具体的な活用法について検討してまいりたいと考えているそうです。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。実はこの件に関してはですね、3年前ですかね、こういう話があった場合に、私は村長と個人的に県議会のほうにも行って、会派事務所も訪ねて離島のこういう状況を説明させていただく陳情に行った経緯がありまして、実際にもこういうふうにご具体化されてきているというのは、非常にうれしいなど、率直に思っております。この会議ですね、第1回目、第2回目と会議が行われていくと思うんですが、会議ですね、実際課長が参加された会議というのはいつ行われたんですかね。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

第1回の会議は9月10日に行われました。内容は基本設計、そして寄宿舎の機能、それから交流機能についてです。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。その中で父兄として気にしていたことがあるんですけども、当初2人部屋だと、ほかの島から出てきた子供たちもみんな一緒になる2人部屋だという話が出ていたんですね。地域の要望をいろいろ聞くと、やはり全く別々の場所から来た生徒が入れば、そこでトラブルが起こったり、私も一時期高校のときには寮に入っていたのでそういうのを実際目で見ていたので非常に心配していました。うちの村長も別の会議でひとり部屋にしてくれということ結構発言をして、要望をしていたんですが、この辺の話、具体的にひとり部屋なのか、2人部屋なのかということを知りたいです。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

ひとり部屋です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。これは座間味村の圧力がきいたということですね、これは。これもまたすばらしい、本当に父兄の要望する学生寮になっているということですね、ありがとうございます。あと場所ですけども、場所と大きさといいますか、もしおわかりになれば部屋の数もわかれば、わかれば結構ですのでお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

部屋の数はまだわからないんですが、敷地面積は…。200…。生徒が200名入るそうです。敷地面積は1,274平米ですね。延べ面積は3,200平米。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

場所は東町のどの辺ですか。ああ、通りのほうですね。

（「ジャパレンの後ろ側。国際ボウリング場のほう」と言う者あり）

（「議長が答えるか」と言う者あり）

ああ、わかりました。ありがとうございます。駅から非常に近いということですね、3分で旭橋駅に行けるということですね。わかりました。まずこれで人口流出ですね、歯どめがかかると。これまでは上の子が高校に出るときに、お母さんと下の子供たちが一緒に出ていくと。お父さんが逆単身赴任でどんどんやせ細っていくという現象がありましたので、これでまずひとくくり、人口流出に歯どめがかかったと。あと家

族と、何より高校生本人が安心して15の春を迎えられるということですので、非常にうれしいですし、また子育て責任世代として、沖縄県はもちろんのことですが、御尽力をいただいた村長を初め、あと教育委員会、担当の方々にお礼申し上げます。ありがとうございます。

では続いての質問に移りたいと思います。託児所についてです。座間味偕生園に併設予定の託児所についてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

こんにちは。ひとつよろしく申し上げます。ただいまの宮里祐司議員の質問について、私のほうから現状や課題、そして今後の見込み等についてお答えしたいと思います。座間味偕生園での託児所併設につきましては、許認可や事業所の定款変更等の課題を開設前に関係部局との打ち合わせ、開設後に現場施設を通してクリアすべき条件等の調整を図っている途中でございます。あわせて村独自の取り組みといたしまして、実際の現場で試験的に保育を行って、その中で問題点、課題点の洗い出しを図って、それから利用者からの意見を聞きながら、ノウハウの蓄積を図っている途中でございます。課題といたしましては、やはり保育事業にも認可、認可外、へき地保育、預かり保育事業、多岐にわたる保育方法があることから、村の実態に合う保育方法の選択ですね、あわせて法人の定款変更の件、そして改修等の資金の課題、やはり最後には行政の確たる支援態勢の確保が必要でないかと考えております。これらの課題を一つずつ解決し、条件を整えば今年度中には方向性を出して、次年度以降に許認可にかかる申請、定款変更等の手続等を行う方向で現在取り組んでいるところでございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変わかりました。確実に進捗が進んでいるということで安心しました。試験的に行った第1回の、いろいろヒアリング等を含めて出た課題だとかですね、もしあればお聞かせ願えますか。簡単にでも。また今後、何回に分けて試験的なこういう保育を行うのか。その予定もお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。実際に偕生園の御協力のもと、試験的に去る、ちょうどシーズン中でありまして8月6日に実際に行ったところです。そのときには11世帯から18名、1歳から小学校1年生までのお子様、幼児等お預かりして、また有資格者、これまでやっている民間の保育の方に協力と、あと預ける方々のお母さん方の協力のもとに、朝の8時から夕方6時まで、実際に大人の方を、事業者も中に入れて、まずその中で見えてきた1点の課題が、かなり死角が多いということですね、部屋数がかなり大きいではあるんですけども、細切れになっているため目が行き届かない、トイレに行くまでについても付き添いが必要だと。それとあわせて、今回小学校1年生までの子がいました。そういう中で外で遊ぶ遊具がないという状況も見えてきました。その中で保育の先生お一人では厳しいなということと、それから中にある設備、金属がむき出したり、角張っている状況等がありまして、けがの心配も出てくるのではないかと見えてきました。あわせてお母さん方からの声は、座間味にあれば非常に助かると、夕方最後まで預けてもらえるのはいいということですね、その中でいい点、悪い点が見えてきて。今後もまた繁忙期として10月11日に予定しています。あとホエールウォッチングシーズンの12月にも、あと2回は最

低やろうということで取り組んでいるところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。かなりニーズがあるというのは事実だと思います。実際、ゼロ歳から3歳までということですね。こういう施設があれば、きっと若いお母さん方も安心して子供を産めると。子供を預けるところがあればさらに仕事ができると、共働き世帯がどんどんこういうふうにして子供を産んで育てる環境、これをつくるのが一番大事じゃないかなと。もちろんこれで人口がふえていくということにつながりますので。あと、座間味の今お話なんですけれども、今後、阿嘉、慶留間についても同様にもちろん考えていかなければいけないと思うんですが、そちらのほうも配慮していますか、考えていますか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、阿嘉、慶留間の件につきましては、我々も懸念していたところがありまして、まず最初に考えたのが、阿嘉、慶留間のニーズがどれくらいあるのかなと。慶留間がゼロ歳児から3歳児でも3名と、阿嘉がゼロ歳児から3歳児が9名いるということで、その中で幾つかお母さん方の意見も聞いて、シーズン中はぜひ阿嘉にもあってほしいという意見がありました。去る平成22年度に子どもプランを策定したときにも同様な阿嘉、慶留間からもニーズがありましたので、それについては具体的な取り組みが、今後、あすの補正予算の中でちょっと予算をつけさせていただいておりますが、本格的な調査を、予算を見て調査をして、実態に合ったやり方、阿嘉島に実際に園を開園したほうがいいのか。それともニーズを見て、座間味のほうの本体に連れてきたほうがいいのか、それは予算、また財政の比較検討もして前向きに検討していこうかと考えて、3園平等に保育ができる環境を整えていく、いたしたいと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。もちろんニーズ、あとコストの面ですね、試算等しっかりとかがみてやらなければいけないというのはわかりますので、この件に関しましては、かなり前から、私が7年前から、ずっと託児所問題、あとこの後ちょっとお話させていただくんですけれども、幼稚園の延長保育の話もずっと7年来、話をさせていただいていますので、ぜひ、まずこの託児所に関しましては早期の供用開始を要望したいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

あと、ちょっと関連するんですけれども、教育長すみません、一言聞いていいですか。今、ゼロ歳児から3歳児の託児所、幼稚園は3歳から5歳まで3年保育、あと幼稚園の延長保育、これが最も地域からの要望が多い内容ではあるんですが、隣村におきましては、実は夏休み期間中も預かり保育をしているということでもあります。ニーズはこれは確実にあるんですけれども、もちろん住民課との連携事業として、幼稚園の延長保育、これをぜひ教育委員会としても前向きに検討していただけないかなと思うのですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

御質問ありがとうございます。お答えする前に、幼稚園の現状というのをちょっと知っていただきたいん

です。本務が座間味に1人、阿嘉に1人ということになっています。あとは臨時職員ということになるんですが、さらにこれが延長保育となると、特に臨任の先生方にとっては非常に厳しいものがあると思います。理由の1つには賃金の問題です。渡嘉敷並みにも払われていないということですよ。これは何回も要望しましたけれども、そのたびにカットダウンされております。パスしませんでした。だからまずは条件整備を行政が本気になって示せば、できるんじゃないかと思います。これは私どもの試験になるんですが、今の段階でも座間味と阿嘉の幼稚園には本務を2人ずつ条例では置かないといかんじゃないかと思っております。せめて2人は置いて、クラスが3つあれば本務3人ですよ。しかし今、3つあっても2人というふうに、これは子供の数が少ないという理由で2、2にしたんですがね、こういうのもクリアしていただければ話を進めやすいと思っております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。大事なのは条件整備ということなんですね。それが整えばもちろん前向きに検討していただけるということですね。わかりました。先ほども申し上げましたが、もちろんこれは住民課との連携になってくると思いますので、この場ではこれ以上の質問は控えますが、ぜひ内部でしっかりとまた揉んでいただいてですね、大事なのは実際に子供たち、住民。住民がもちろん、見ていただく、目を置いていただきたいと思っておりますので、ぜひ早い段階でそこも連携をとっていただいて、予算、あと職員の確保を含めて対応していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして、座間味村総生産額（GDP）と座間味村幸福度指数（GNH）について。島内のGDPの総数とGNH指数についてお伺いします。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。統計資料を調べたところ、座間味村の総生産額GDPの算出はできませんでしたが、指標の参考値として、平成22年度の統計結果によりますと、本村の1人当たりの純生産額は274万5,000円で県内では5位の位置にあり、また市町村の1人当たりの所得は196万4,000円で県内では22位となっております。幸福度指数GNHは、本村では調査したことはございませんが、行政が施策を検討する判断基準に住民の幸福度を取り入れることは重要で、経済性や効率性を重視した従来の行政評価では見られない新しい視点での施策の展開となると認識しております。今後調査の実施については検討してまいります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

平成22年度の調査で1人当たり274万円と、もちろん平均値なんですけれども、かなり高いと思います。今、話を聞いた段階です。あとGNH、Gross National Happiness（グロス ナショナル ハピネス）という言葉なんですけれども、皆さん、だれも御存じだと思いますけれども、ヒマラヤの諸国、ブータンが掲げる国づくり政策の理念として、もうかなり世界各国で話題になっております。あらゆる政策の最終目標に国民の幸福を明確に位置づけているということでございます。ちなみにブータンのGNHの柱を課長、御存じですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

4つの柱がございまして、1つは、健全な経済発展と開発ということで、産業の振興で経済的な平等、医療、教育の無料化で国民の健康、文化の平等化、道路のインフラ等の整備を図るということ。続きまして2本目、文化の保護と振興。伝統的な建築様式を規定し、伝統を守る。地域コミュニティー、家族のつながりを奨励する。3本目の柱は、環境の保全と持続的な利用。森林の保全に数値目標を法制化するなど、木を伐採するのに許可が必要等、環境の保全に力を入れているということ。最後に4番目の柱は、よい統治ということで、民主的な選挙の実施、地方分権の推進をしております。それに加えてブータンは世界初の禁煙国家となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

一番最後の部分は、顔をしかめた方が何名いらっしゃいましたが、実に教育福祉を含めたすべてが網羅している。何か我が村にこそあるべきじゃないかというような柱だと、聞いて思いました。さすがですね、ありがとうございます。さて、これまで村のリーディング産業である観光業を伸ばすことが実は村民の幸せに直結すると、私も初め、多くの方々が思っていたと思います。この質問を提出した理由ですが、私自身が抱える課題でもあり、今、地域が抱えるまさに問題であると思います。所得で幸福度ははかれないということは本当はだれも知っていることです。しかし、これまでの生活パターン等をみずから変えるということとはできないんですね、みんな、人間というのはですね。そこを政策として、今後少しずつ変えられれば新たな離島振興につながると私は確信しています。GDP自体がまだ制度化されていないので、すぐに導入してくださいということはなかなか難しいと思いますが、今後、GDPの算出を含めてしっかりと政策に取り入れてはどうでしょうか。取り入れてもらえませんか、村長お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問にお答えします。私たち日本だけではないんですが、近代国家、すべて含めてですが、こういう指標がまさしく必要な時代になってきたのかなというふうに思っております。GDP国民総生産とか、そういう物質だけではかる問題ではなくて、新たな指標として国民幸福度、この場合はGross National Happiness（グロス ナショナル ハピネス）なんです、祐司議員ともよく話をさせていただきます。GIH、Gross Island Happiness（グロス アイランド ハピネス）、島それぞれにとって、地域それぞれの幸福度というのがあるはずなんです、やはり金太郎飴みたいな指標で計算するわけにはいかないと思っております。そういう意味では今回の国立公園化や前々から議員の先生方が中心になって頑張っていた部分もありますが、国立公園化、それからエコツーリズム推進法の推進、そして今回の一括交付金という形で考えますと、やっぱりここはまず行政のところで頑張れる部分がやっとできてきたのかなと考えております。島チャビという言葉もございまして、まずは先ほどの質問にもありました託児所の問題、あるいは離島学生寮の問題、そういうものを1つずつ解決していくことで離島の問題を、島チャビを解消していく。これは幸福度につながるのだと思っておりますので、行政といたしましても、まず私たちの目的は社会で生活する、いわゆる島で生活する人々が必要として、欲する公共サービスをいかに安い税金で、あるいは国庫補助金等を活用して構築していくかということが私たちの目的、目標であると考えています。私たち行政職員一同、それに向かって邁進することはもちろんでございますが、そういう指標をナショナルハピネスではな

くて、アイランドハピネス、あるいは単独の村のビレッジハピネスなのかもしれませんが、そういう指標の考え方というのを大前提に出しながら行政運営を進めることはとても大切だと思っております。しかしながら、行政だけでできるわけではなく、しっかりとした議会の皆様のサポートもいただきつつ、そして村民ひとりひとりの意識改革も含めてみんなでやっていくものだと思っておりますので、これからも皆さんの御協力をお願いしたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。そうですね、まさに今、私が一般質問させていただいた内容、あと議員の皆様の一般質問の内容もそうですし、村長の政治理念等も含めて、すべてが実はこの幸福度につながっていると、ひとつの連鎖の中でつながっているんだよということを皆さん把握していると思います。GNH、GIHですけれどもね、実はこれは一般質問でGNH、幸福度についてと、1つ項目を出せばいろんな部分が網羅されてくるというふうにあると思いますので、新しい価値観ですね、これは見出しながら、いわゆる地域戦略ですね、見出していきたいと思いますので、ぜひ議会ももちろん協力しますので、取り入れて、新しい価値観を見出していきましょう。よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第6．認定第1号 平成24年度一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

認定第1号

平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	¥1,846,516,486
歳出決算額	¥1,720,351,099
歳入歳出差引額	¥ 126,165,387

平成25年8月16日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度一般会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	¥1,846,516
2 歳 出	総 額	¥1,720,351
3 歳 入 歳 出	差 引 額	¥126,165
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥14,025
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥14,025
5 実 質 収 支	額	¥112,140
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		¥0

平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		70,403,000	93,476,878	74,221,937	0	19,254,941	3,818,937
	1 村民税	26,320,000	33,061,397	30,794,084	0	2,267,313	4,474,084
	2 固定資産税	36,677,000	53,410,665	37,003,137	0	16,407,528	326,137
	3 軽自動車税	2,173,000	2,767,100	2,187,000	0	580,100	14,000
	4 村たばこ税	5,233,000	4,237,716	4,237,716	0	0	△995,284
2 地方譲与税		8,316,000	8,151,010	8,151,010	0	0	△164,990
	1 地方揮発油譲与税	2,410,000	2,423,000	2,423,000	0	0	13,000
	2 自動車重量譲与税	5,904,000	5,725,000	5,725,000	0	0	△179,000
	3 地方道路譲与税	1,000	10	10	0	0	△990
	4 航空機燃料譲与税	1,000	3,000	3,000	0	0	2,000
3 利子割交付金		243,000	402,000	402,000	0	0	159,000
	1 利子割交付金	243,000	402,000	402,000	0	0	159,000
4 配当割交付金		92,000	62,000	62,000	0	0	△30,000
	1 配当割交付金	92,000	62,000	62,000	0	0	△30,000
5 株式等譲渡所得割交付金		17,000	16,000	16,000	0	0	△1,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,000	16,000	16,000	0	0	△1,000
6 地方消費税交付金		9,174,000	8,269,000	8,269,000	0	0	△905,000
	1 地方消費税交付金	9,174,000	8,269,000	8,269,000	0	0	△905,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7 自動車取得税交付金		1,252,000	1,668,000	1,668,000	0	0	416,000
	1 自動車取得税交付金	1,255,000	1,668,000	1,668,000	0	0	416,000
8 地方特例交付金		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 地方特例交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
9 地方交付税		923,709,000	979,381,000	979,381,000	0	0	55,672,000
	1 地方交付税	923,709,000	979,381,000	979,381,000	0	0	55,672,000
10 分担金及び負担金		48,000	0	0	0	0	△48,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 負担金	47,000	0	0	0	0	△47,000
11 使用料及び手数料		44,684,000	47,895,215	46,594,245	0	1,300,970	1,910,245
	1 使用料	39,469,000	42,989,885	41,688,915	0	1,300,970	2,219,915
	2 手数料	5,215,000	4,905,330	4,905,330	0	0	△309,670
12 国庫支出金		123,399,000	93,579,800	93,578,641	0	1,159	△29,820,359
	1 国庫負担金	15,088,000	15,217,972	15,216,813	0	1,159	128,813
	2 国庫補助金	106,094,000	76,146,780	76,146,780	0	0	△29,947,220
	3 国庫委託金	2,217,000	2,215,048	2,215,048	0	0	△1,952
13 県支出金		424,117,000	382,493,705	382,770,945	0	△277,240	△41,346,055
	1 県負担金	12,654,000	10,417,734	10,417,734	0	0	△2,236,266
	2 県補助金	381,082,000	342,816,806	343,225,806	0	△409,000	△37,856,194
	3 県委託金	30,381,000	29,259,165	29,127,405	0	131,760	△1,253,595

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
14 財産収入		283,000	304,937	304,937	0	0	21,937
	1 財産運用収入	281,000	304,937	304,937	0	0	23,937
	2 財産売却収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
15 寄附金		2,330,000	13,121,000	13,121,000	0	0	10,791,000
	1 寄附金	2,330,000	13,121,000	13,121,000	0	0	10,791,000
16 繰入金		171,193,000	4,506,000	4,506,000	0	0	△166,687,000
	1 特別会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 基金繰入金	171,192,000	4,506,000	4,506,000	0	0	△166,686,000
17 繰越金		119,888,200	119,888,439	119,888,439	0	0	239
	1 繰越金	119,888,200	119,888,439	119,888,439	0	0	239
18 諸収入		35,156,000	44,921,332	44,921,332	0	0	9,765,332
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000	0	0	0	0	△3,000
	2 預金利子	21,000	33,690	33,690	0	0	12,690
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑収入	35,131,000	44,887,642	44,887,642	0	0	9,756,642
19 村債		68,662,000	68,660,000	68,660,000	0	0	△2,000
	1 村債	68,662,000	68,660,000	68,660,000	0	0	△2,000
歳入合計		2,002,968,200	1,866,796,316	1,846,516,486	0	20,279,830	△156,451,714

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
1 議会費		37,261,000	36,724,361	0	536,639	536,639
	1 議会費	37,261,000	36,724,361	0	536,639	536,639
2 総務費		424,386,000	337,004,069	0	87,381,931	87,381,931
	1 総務管理費	401,562,000	316,848,379	0	84,713,621	84,713,621
	2 徴税費	8,268,000	7,520,328	0	747,672	747,672
	3 戸籍住民基本台帳費	7,438,000	7,202,990	0	235,010	235,010
	4 選挙費	5,608,000	4,397,001	0	1,210,999	1,210,999
	5 統計調査費	400,000	38,240	0	361,760	361,760
	6 監査委員費	1,110,000	997,131	0	112,869	112,869
3 民生費		179,548,000	164,177,594	0	15,370,406	15,370,406
	1 社会福祉費	157,350,000	143,831,431	0	13,518,569	13,518,569
	2 児童福祉費	22,181,000	20,335,513	0	1,845,487	1,845,487
	3 生活保護費	16,000	10,650	0	5,350	5,350
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		163,796,000	158,490,116	0	5,305,884	5,305,884
	1 保健衛生費	90,452,000	85,420,634	0	5,031,366	5,031,366
	2 清掃費	73,344,000	73,069,482	0	274,518	274,518
5 労働費		8,000	0	0	8,000	8,000
	1 失業対策費	8,000	0	0	8,000	8,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
6 農 林 水 産 費		95,508,000	92,597,774	0	2,910,226	2,910,226
	1 農 業 費	17,685,000	17,164,561	0	520,439	520,439
	2 林 業 費	22,662,000	21,333,593	0	1,328,407	1,328,407
	3 水 産 業 費	55,161,000	54,099,620	0	1,061,380	1,061,380
7 商 工 費		102,610,000	86,031,573	0	16,578,427	16,578,427
	1 商 工 費	102,610,000	86,031,573	0	16,578,427	16,578,427
8 土 木 費		187,189,000	157,714,610	26,619,000	2,855,390	29,474,390
	1 土 木 管 理 費	5,849,000	5,297,893	0	551,107	551,107
	2 道 路 橋 り ょ う 費	95,019,000	68,100,130	26,619,000	299,870	26,918,870
	3 河 川 費	10,257,000	9,890,126	0	366,874	366,874
	4 港 湾 費	6,228,000	6,168,993	0	59,007	59,007
	5 下 水 道 費	44,232,000	43,450,000	0	782,000	782,000
	6 住 宅 費	1,962,000	1,958,695	0	3,305	3,305
	7 空 港 費	23,642,000	22,848,773	0	793,227	793,227
9 消 防 費		139,994,000	86,927,833	47,704,000	5,362,167	53,066,167
	1 消 防 費	139,994,000	86,927,833	47,704,000	5,362,167	53,066,167
10 教 育 費		249,819,200	239,984,826	0	9,834,374	9,834,374
	1 教 育 総 務 費	75,355,000	73,003,916	0	2,351,084	2,351,084
	2 小 学 校 費	108,195,200	106,255,970	0	1,939,230	1,939,230
	3 中 学 校 費	16,336,000	14,362,235	0	1,973,765	1,973,765
	4 幼 稚 園 費	20,738,000	19,124,446	0	1,613,554	1,613,554

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
10 教育費	5 社会教育費	7,846,000	7,039,327	0	806,673	806,673
	6 保健体育費	21,349,000	20,198,932	0	1,150,068	1,150,068
11 災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 文教施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4 その他公共施設、 公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公債費		239,114,000	238,398,343	0	715,657	715,657
	1 公債費	239,114,000	238,398,343	0	715,657	715,657
13 諸支出金		183,231,000	122,300,000	0	60,931,000	60,931,000
	1 普通財産取得費	4,000	0	0	4,000	4,000
	2 公営企業費	183,225,000	122,300,000	0	60,925,000	60,925,000
	3 基金費	2,000	0	0	2,000	2,000
14 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		2,002,968,200	1,720,351,099	74,323,000	208,294,101	282,617,101

歳入歳出差引残額

126,165,387円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第2号

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥172,181,061
 歳出決算額 ￥156,227,533
 歳入歳出差引額 ￥15,953,528

平成25年8月16日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥172,181
2	歳 出 総 額	￥156,228
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥15,953
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥15,953
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	30,948,000	33,485,257	25,845,980	0	7,639,277	△5,102,020
	1 国民健康保険税	30,948,000	33,485,257	25,845,980	0	7,639,277	△5,102,020
2	分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	使用料及び手数料	3,000	40,300	40,500	0	△200	37,500
	1 使用料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 手数料	2,000	40,300	40,500	0	△200	38,500
4	国庫支出金	55,549,000	67,184,728	67,184,728	0	0	11,635,728
	1 国庫負担金	36,728,000	37,748,728	37,748,728	0	0	1,020,728
	2 国庫補助金	18,821,000	29,436,000	29,436,000	0	0	10,615,000
5	療養給付費交付金	2,482,000	3,690,663	3,690,663	0	0	1,208,663
	1 療養給付費交付金	2,482,000	3,690,663	3,690,663	0	0	1,208,663
6	前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7	県支出金	9,480,000	17,371,380	17,371,380	0	0	7,891,380
	1 県負担金	1,035,000	890,380	890,380	0	0	△144,620
	2 県補助金	8,445,000	16,481,000	16,481,000	0	0	8,036,000
8	連合会支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9	共同事業交付金	27,151,000	20,782,961	20,782,961	0	0	△6,368,039
	1 共同事業交付金	27,151,000	20,782,961	20,782,961	0	0	△6,368,039
10	繰入金	28,190,000	18,870,222	18,870,222	0	0	△9,319,778
	1 一般会計繰入金	28,189,000	18,870,222	18,870,222	0	0	△9,318,778
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11	繰越金	18,231,000	18,231,023	18,231,023	0	0	23
	1 繰越金	18,231,000	18,231,023	18,231,023	0	0	23
12	諸収入	10,000	163,604	163,604	0	0	153,604
	1 延滞金及び過料	3,000	90,400	90,400	0	0	87,400
	2 預金利子	2,000	8,044	8,044	0	0	6,044
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑入	4,000	65,160	65,160	0	0	61,160
歳入合計		172,047,000	179,820,138	172,181,061	0	7,639,077	134,061

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	8,686,000	7,476,126	0	1,209,874	1,209,874
	1 総務管理費	8,644,000	7,462,126	0	1,181,874	1,181,874
	2 徴税費	3,000	0	0	3,000	3,000
	3 運営協議会費	38,000	14,000	0	24,000	24,000
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2 保険給付費		77,193,000	70,896,319	0	6,296,681	6,296,681
	1 療養諸費	64,558,000	59,190,831	0	5,367,169	5,367,169
	2 高額療養費	8,401,000	8,334,228	0	66,772	66,772
	3 出産育児諸費	4,202,000	3,361,260	0	840,740	840,740
	4 葬祭諸費	30,000	10,000	0	20,000	20,000
	5 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
3 後期高齢者支援金等		25,511,000	25,509,130	0	1,870	1,870
	1 後期高齢者支援金等	25,511,000	25,509,130	0	1,870	1,870
4 前期高齢者納付金等		7,048,000	7,046,751	0	1,249	1,249
	1 前期高齢者納付金等	7,048,000	7,046,751	0	1,249	1,249
5 老人保健拠出金		4,000	1,188	0	2,812	2,812
	1 老人保健拠出金	4,000	1,188	0	2,812	2,812
6 介護納付金		11,609,000	10,939,404	0	669,596	669,596
	1 介護納付金	11,609,000	10,939,404	0	669,596	669,596
7 共同事業拠出金		28,729,000	25,847,862	0	2,881,138	2,881,138
	1 共同事業拠出金	28,729,000	25,847,862	0	2,881,138	2,881,138
8 保健事業費		3,865,000	3,487,323	0	377,677	377,677
	1 特定健康診査等事業費	1,401,000	1,345,761	0	55,239	55,239
	2 保健事業費	2,464,000	2,141,562	0	322,438	322,438
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
11 諸支出金		5,025,000	5,023,430	0	1,570	1,570
	1 償還金及び還付加算金	5,025,000	5,023,430	0	1,570	1,570
12 予備費		4,374,000	0	0	4,374,000	4,374,000
	1 予備費	4,374,000	0	0	4,374,000	4,374,000
歳出合計		172,047,000	156,227,533	0	15,819,467	15,819,467

歳入歳出差引残額

15,953,528円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第3号

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥7,860,942
 歳出決算額 ￥7,364,756
 歳入歳出差引額 ￥ 496,186

平成25年8月16日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥7,861
2	歳 出 総 額	￥7,365
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥496
4	(1) 継続費逓次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥496
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	4,369,000	4,398,611	4,398,611	0	0	29,611
	1 後期高齢者医療保険料	4,369,000	4,398,611	4,398,611	0	0	29,611
2	使用料及び手数料	2,000	1,600	1,600	0	0	△400
	1 手数料	2,000	1,600	1,600	0	0	△400
3	寄附金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 寄附金	2,000	0	0	0	0	△2,000
4	繰入金	3,720,000	3,432,000	3,432,000	0	0	△288,000
	1 一般会計繰入金	3,720,000	3,432,000	3,432,000	0	0	△288,000
5	繰越金	28,000	28,581	28,581	0	0	581
	1 繰越金	28,000	28,581	28,581	0	0	581
6	諸収入	12,000	150	150	0	0	△11,850
	1 延滞料、加算金及び過料	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 償還金及び還付加算金	2,000	0	0	0	0	△2,000
	3 預金利子	1,000	150	150	0	0	△850
	4 貸付金元利収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
	5 雑収入	5,000	0	0	0	0	△5,000
歳入合計		8,133,000	7,860,942	7,860,942	0	0	△272,058

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総 務 費		92,000	22,060	0	69,940	69,940
	1 総 務 管 理 費	65,000	22,020	0	42,980	42,980
	2 徴 収 費	27,000	40	0	26,960	26,960
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		8,037,000	7,342,696	0	694,304	694,304
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	8,037,000	7,342,696	0	694,304	694,304
3 諸 支 出 金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 繰 出 金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		8,133,000	7,364,756	0	768,244	768,244

歳入歳出差引残額

496,186円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第4号

平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥644,628,714
 歳出決算額 ￥627,102,363
 歳入歳出差引額 ￥17,526,351

平成25年8月16日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度航路事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥644,629
2	歳 出 総 額	￥627,102
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥17,527
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥17,527
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		634,077,000	675,930,960	642,951,215	0	32,979,745	8,874,215
	1 運航収入	449,406,000	551,028,031	518,048,088	0	32,979,943	68,642,088
	2 営業収益	1,445,000	2,595,860	2,595,860	0	0	1,150,860
	3 営業外収益	183,226,000	122,307,069	122,307,267	0	△198	△60,918,733
2 繰越金		1,677,000	1,677,499	1,677,499	0	0	499
	1 繰越金	1,677,000	1,677,499	1,677,499	0	0	499
3 村債		4,000	0	0	0	0	△4,000
	1 村債	4,000	0	0	0	0	△4,000
歳入合計		635,758,000	677,608,459	644,628,714	0	32,979,745	8,870,714

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		416,128,000	411,068,156	0	5,059,844	5,059,844
	1 旅客費	5,340,000	5,303,232	0	36,768	36,768
	2 自動車航送取扱費	258,000	187,452	0	70,548	70,548
	3 貨物費	352,000	267,225	0	84,775	84,775
	4 郵便取扱費	1,000	0	0	1,000	1,000
	5 燃料潤滑油費	143,335,000	143,326,086	0	8,914	8,914
	6 養缶水費	1,032,000	943,688	0	88,312	88,312

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 運航費用	7 港費	1,082,000	1,008,369	0	73,631	73,631
	8 雑費	1,204,000	1,186,449	0	17,551	17,551
	9 船費	263,524,000	258,845,655	0	4,678,345	4,678,345
2 営業費用		79,758,000	76,776,784	0	2,981,216	2,981,216
	1 保険料	3,127,000	3,072,908	0	54,092	54,092
	2 減価償却費	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 船舶備船料	5,052,000	4,977,939	0	74,061	74,061
	4 航路付属施設費	1,228,000	1,147,449	0	80,551	80,551
	5 店費	70,350,000	67,578,488	0	2,771,512	2,771,512
3 財産費		46,262,000	46,256,175	0	5,825	5,825
	1 普通財産費	46,261,000	46,256,175	0	4,825	4,825
	2 積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 事業税費		17,076,000	17,075,100	0	900	900
	1 営業外費用	17,076,000	17,075,100	0	900	900
5 公債費		76,518,000	75,926,148	0	591,852	591,852
	1 公債費	76,518,000	75,926,148	0	591,852	591,852
6 予備費		14,000	0	0	14,000	14,000
	1 予備費	14,000	0	0	14,000	14,000
7 前年度繰上充用金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 前年度繰上充用金	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
8 諸 支 出 金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 繰 出 金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		635,758,000	627,102,363	0	8,655,637	8,655,637

歳入歳出差引残額

17,526,351円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

|

認定第5号

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥287,678,070
 歳出決算額 ￥287,656,641
 歳入歳出差引額 ￥ 21,429

平成25年8月16日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度簡易水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥287,678
2	歳 出 総 額	¥287,657
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥21
4	(1) 継続費逡次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥21
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	¥0

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		26,713,000	38,870,606	27,309,386	0	11,561,220	596,386
	1 営業収入	26,713,000	38,870,606	27,309,386	0	11,561,220	596,386
2 財産収入		1,000	2,614	2,614	0	0	1,614
	1 財産運用収入	1,000	2,614	2,614	0	0	1,614
3 繰入金		55,339,000	53,400,000	53,400,000	0	0	△1,939,000
	1 繰入金	55,339,000	53,400,000	53,400,000	0	0	△1,939,000
4 国庫支出金		137,832,000	137,832,000	137,832,000	0	0	0
	1 国庫補助金	137,832,000	137,832,000	137,832,000	0	0	0
5 県支出金		11,440,000	11,439,000	11,439,000	0	0	△1,000
	1 県補助金	11,440,000	11,439,000	11,439,000	0	0	△1,000
6 諸収入		2,000	17,400	17,400	0	0	15,400
	1 雑収入	2,000	17,400	17,400	0	0	15,400
7 繰越金		277,000	277,670	277,670	0	0	670
	1 繰越金	277,000	277,670	277,670	0	0	670
8 村債		57,400,000	57,400,000	57,400,000	0	0	0
	1 村債	57,400,000	57,400,000	57,400,000	0	0	0
歳入合計		289,004,000	299,239,290	287,678,070	0	11,561,220	△1,325,930

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 簡易水道事業費		237,778,000	237,195,829	0	582,171	582,171
	1 営 業 費	237,778,000	237,195,829	0	582,171	582,171
2 公 債 費		51,224,000	50,460,812	0	763,188	763,188
	1 公 債 費	51,224,000	50,460,812	0	763,188	763,188
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 前年度繰上充用金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 前年度繰上充用金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		289,004,000	287,656,641	0	1,347,359	1,347,359

歳入歳出差引残額

21,429円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第6号

平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥51,484,541
 歳出決算額 ￥51,464,958
 歳入歳出差引額 ￥ 19,583

平成25年8月16日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度下水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥51,485
2	歳 出 総 額	¥51,465
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥20
4	(1) 継続費逓次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥20
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	¥0

平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		8,251,000	10,269,144	7,925,100	0	2,344,044	△325,900
	1 下水道収入	8,251,000	10,269,144	7,925,100	0	2,344,044	△325,900
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰入金		44,232,000	43,450,000	43,450,000	0	0	△782,000
	1 繰入金	44,232,000	43,450,000	43,450,000	0	0	△782,000
5 繰越金		109,000	109,441	109,441	0	0	441
	1 繰越金	109,000	109,441	109,441	0	0	441
6 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		52,596,000	53,828,585	51,484,541	0	2,344,044	△1,111,459

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 下水道事業費		18,517,000	17,389,993	0	1,127,007	1,127,007
	1 下水道事業費	18,517,000	17,389,993	0	1,127,007	1,127,007
2 公 債 費		34,078,000	34,074,965	0	3,035	3,035
	1 公 債 費	34,078,000	34,074,965	0	3,035	3,035
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		52,596,000	51,464,958	0	1,131,042	1,131,042

歳入歳出差引残額

19,583円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第7号

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥16,667,452
 歳出決算額 ￥16,652,083
 歳入歳出差引額 ￥ 15,369

平成25年8月16日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度漁業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥16,667
2	歳 出 総 額	¥16,652
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥15
4	(1) 継続費逓次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥15
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	¥0

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,711,000	4,755,916	4,550,039	0	205,877	△160,961
	1 下水道収入	4,711,000	4,755,916	4,550,039	0	205,877	△160,961
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		12,741,000	11,990,000	11,990,000	0	0	△751,000
	1 繰入金	12,741,000	11,990,000	11,990,000	0	0	△751,000
6 繰越金		127,000	127,413	127,413	0	0	413
	1 繰越金	127,000	127,413	127,413	0	0	413
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		17,583,000	16,873,329	16,667,452	0	205,877	△915,548

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 漁業集落排水事業費		6,603,000	5,676,433	0	926,567	926,567
	1 漁業集落排水事業費	6,603,000	5,676,433	0	926,567	926,567
2 公 債 費		10,979,000	10,975,650	0	3,350	3,350
	1 公 債 費	10,979,000	10,975,650	0	3,350	3,350
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		17,583,000	16,652,083	0	930,917	930,917

歳入歳出差引残額

15,369円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第8号

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月26日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥5,846,112
 歳出決算額 ￥5,831,788
 歳入歳出差引額 ￥14,324

平成25年8月16日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成24年度農業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥5,846
2	歳 出 総 額	￥5,832
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥14
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥14
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	￥0

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		642,000	638,132	634,550	0	3,582	△7,450
	1 下水道収入	642,000	638,132	634,550	0	3,582	△7,450
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		5,367,000	5,190,000	5,190,000	0	0	△177,000
	1 繰入金	5,367,000	5,190,000	5,190,000	0	0	△177,000
6 繰越金		21,000	21,562	21,562	0	0	562
	1 繰越金	21,000	21,562	21,562	0	0	562
7 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		6,035,000	5,849,694	5,846,112	0	3,582	△188,888

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 農業集落排水事業費		3,727,000	3,527,178	0	199,822	199,822
	1 農業集落排水事業費	3,727,000	3,527,178	0	199,822	199,822
2 公 債 費		2,307,000	2,304,610	0	2,390	2,390
	1 公 債 費	2,307,000	2,304,610	0	2,390	2,390
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		6,035,000	5,831,788	0	203,212	203,212

歳入歳出差引残額

14,324円

平成25年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

ただいま村長のほうから説明がありましたけれども、私のほうからは各会計の実質収支に関する調書を読み上げて説明にかえさせていただきます。なお、詳細につきましては添付されております監査委員の意見書に詳しく書かれていると思いますので、そのほうを御確認いただきたいと思います。

（各会計の実質収支に関する調書を読み上げて説明）

以上で説明を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わりました。

日程第7. 認定第1号 平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

一般会計の決算について、私のほうから3つほど質疑させてください。最初に、3ページ、監査報告のあれを読んでみたんですが、平成23年度も不用額が結構ありましたけれども、最初のほうをみますと、今回の平成24年度に関して数字間違いじゃないかなと思って確認したところ、間違いがないということで、2億円余りの不用額が出ていますけれども、余りにも不用額が大きいものですから、ちょっとびっくりしているんですが、何でこんなに不用額が出てくるのか、一つ一つ聞きたいんですが、全部聞くわけにもいきませんので、大きいものから聞きたいと思います。まず35ページ、36ページの総務費のほうで8,000万円余りの不用額があるんですが、余りにも金額が大きいなと思っております。その辺、項目を一つ一つ調べてみたらわかるんですが、何でそれだけの不用額が出ているのか。それもですね、補正予算額を見て見ますと、当初予算額に近いぐらいの補正を組んで、そしてこれだけの補正を組みながら執行できなくて不用額が8,000万円余りもあるものですから、その辺の内容的なものの説明をひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。総務費のほうで多額の不用額を出しております原因につきましてお答えいたします。まず40ページの項目の7、財政調整基金費、これが7,546万5,000円の不用額を出しております。これは他会計の繰出金を行わなかったためにこの金額の積み立てをしておりません。残り不用額を全体的に見ますと、かなりある理由といたしましては、一括交付金の予算額の残、それから人件費、前年度から御指摘をいただいておりますが、人件費等の不用額が多く見られるということでこのような不用額を生じております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

確かに39ページを見てみますと、財政調整基金が結構大きくて8,000万円余りの不用額が出ておりますけれども、これは補正のほうでこれだけの金額が組まれているんですけれども、これは補正を組む前にその辺はあらかじめ調整して、吟味して、補正額も組めばそういうことはないと思いますが、その辺の部分調整しないでやったのかどうか、その辺がちょっと余りにも金額が大きいものですから、その辺はどうな

のかなと思って、すごい疑問に思っていますけれども、これはあくまでも一般会計ですから、これだけの金額を余らすんだったら、ほかの事業もいろいろ、私らが要望するものがたくさんできる部分があるんじゃないかなと、すごい、この辺を感じるところでございます。それで一番大きいのはですね、やっぱりこれだけの金額を余らすためには、私らが一般質問の中で地域住民からの要望に対して、それを要望するものができるものがたくさんあるんですよ。それを一番私は、これだけの金額を余らすんだったら私らの要望も聞いてくれと。確かにいろいろ、たくさん聞いてもらっているのもあるんですけども、ぜひこれだけのですね、総務費の中でこれだけの金額を余らすということがないように、ぜひ、これ本当に一般住民が見たら大変びっくりしますよ、だからその辺がこれからはないような形のものにぜひ取り組んで、しっかり担当課長や係、ほかの担当部署と相互しながら、補正を組むにもしっかり調整してやっていただきたいと私は思います。総務に関しては余り突っ込んで聞きません。以上です。

あと45ページの歳出、6番目ですね、これは海域漁業調査委員会選挙費とありますけれども、補正予算額で63万…、当初の予算は5,000円ですけども、補正で63万2,000円組まれて、そのまま不用、そのままちょっとしか使われなくて、支出が1万2,000円、不用額がそのまま62万5,000円残っていますけれども、これは必要があるから予算も組んだと思いますけれども、この内容がちょっとよくわからないんですけども、説明できませんか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。海域漁業調査委員会選挙費ですが、選挙が想定されて補正を組ませていただきましたが、実際、選挙がなかったために今回不用額が生じました。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。選挙がなかったことですね、わかりました。ありがとうございます。

あと、前のほうにちょっと戻るんですが、13ページの2番目の固定資産税についてお聞きしたいと思います。固定資産税の徴収があるんですが、これ滞納繰越分が今回で480万円あるんですが、前年度を調べて見たら、平成23年度が500万円余りの滞納分があるんです。ちょっと減っているんですが、総合計を見てみますと1,600万円余りの未納部分があるんですが、この辺は、今年度は24万7,000円ぐらい減っているんですが、前回からの滞納分があってプラスもそのままされた部分の滞納部分なんですか。これも含めての部分で全部、平成24年度分まで含めての分の1,600万円余りの滞納分なのか、それとも内容的にも聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、過年度分を含めた総額が1,600万円余りになっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。平成23年度は滞納分が500万円あったんですけども、今回は平成24年度ですね、それで滞納分500万円あったものに関して、平成24年度で頑張ったどのぐらい徴収できたのかどうか、

その辺、余り金額が変わっていないものですから、その辺がね、これがどんどんたまってきます。どんどんまた結構たまっていく分があると思うんですよ。この辺は結構金額大きいものですから、努力して頑張っていて、特に固定資産税ですから、完璧に払わないといけないものがありますので、その辺はいかなかなと思って、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

昨年、県税事務所等の御協力を得て差し押さえ等、また徴収のほうの努力はいたしました。残念ながら滞納繰越分の収入額は762万3,000円にとどまっております。少し減ったとはいえ、まだまだ努力が必要だと感じております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。多分、この滞納分というのは何年かたまっている分もあるとは私個人的には思っています。1年、2年前のだけじゃなくて、ずっとたまっている分があるんじゃないかなと思いますけれども、いろいろこれ詳しく聞くと、また個人情報にも入りますから余り詳しく聞かないですけれども、ぜひ努力して頑張っていて、しっかり徴収のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あと1点聞きたいと思ひますけれども、住宅関係ですね、17ページの総務使用料、住宅使用料の中で、このほうも未収入が1,300万円ありますけれども、これも平成24年度分からの未納額も残っているのかどうなのか。結構、金額もあるものですから、その辺の内容だけを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。過年度分の累計でこの金額になっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

その辺もしっかりと頑張っていて徴収のほうをお願ひしたいと思います。あともっとたくさんありますけれども、交代交代で聞きたいと思ひます。私のほうからは以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

もう少し詳しく聞いても大丈夫ですか、今の部分なんですけれども。まず14ページですね、村税なんですけれども、今、同僚議員からも質疑があった内容なんですけれども、主に金額、大きな、個人分だと、固定資産が大きいんですけれども、現年度分と過年度分の徴収率と収納率というのをパーセンテージでお聞かせ願えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。平成24年度の現年度分の徴収率は81.5%、滞納分の徴収率

は43.5%になっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

はい、ありがとうございます。これは今、個人分ですか。固定資産ですね、今。あと個人分ですね、村民税の個人分もお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

個人のほうの、村民税のほうの収納率ですが…、失礼いたしました。98.6%が現年度の、過年度分は47.7%です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました、ありがとうございます。村民税に関しては現年度分、かなりの収納率で努力されたと思っております。ただやはり過年度分に関してはかなりの大きな額が残っていて、大きなウエートを占めていると思うのですが、徴収に関してですけれども、何か今回は、先ほど県税事務所の協力も得たということですが、口座を押さえたりだとか、過去にやったような、しっかりと不公平感の是正をするという強い気持ちを持って何か取り組んだことというのはございますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

県税事務所のほうから滞納処分のほうの協力をいただきまして、滞納処分の仕方とか、臨戸訪問の協力の仕方とかを教授していただいております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。先ほども述べたようにこういう税は不公平感の是正という強い気持ちでやっていただかないと、払う人間ばかりが本当に損をするというふうな状況になります。払わないものが逃げると、こういう習慣は絶対にあってははいけませんので、しっかりと解消していただくと。あとはやはり冬場よりも夏場、夏場の皆さん、やはり観光業ですので、今一番懐に余裕がある時期だと思います。いつやるの、今でしょう。ですので、まさに今月、来月でしっかりと徴収強化していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に18ページですね、すみません。こちらも住宅の使用料に関してなんですけれども、これはいわゆる村営住宅の滞納分だと思うんですけれども、これは何世帯分が関連しているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

7世帯になっております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

こちらもちろん個別訪問して相談にのっているというような形をとっていますよね。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、納税誓約書ですね、誓約書を書いていただきまして、問題のある滞納者のほうは12月までには全部払ってもらおうという確約書を得ております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。ちなみに大分前から結構累積でたまっている方がいらっしゃると思うんですが、その方についてはどうですか、分納に応じてもらっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

この方に関しましても、現年度分プラス過年度分ということで分割して払っていただいております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。1番 大城 晃議員。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

早目に、スムーズに行いたいという気持ちはみんな同じだと思います。決算書では見えない部分があって、予算書では細節があって、節が細分化されていますけれども、ちょっと決算書では見えないのがあってお聞きします。一括交付金を活用した島チャビ対象、アイラスへの補助金、それから離島住民の割引、その補助金はどこから、一般から出ているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

アイラスの補助金は商工費のほうから出ております。7款です。すみません、こちらに…、7款商工費ですね。65ページですか。7款の1項の商工費の商工総務費の19節のほうから出ております。

離島航路補助金に関しましては、県の一括交付金のほうから出ておりますので、本村の予算には計上されておられません。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

とてもわかりやすくありがとうございました。商工費の補助金の中から出ていますけれども、この商工費の補助金の不用額の1,000万円余り、これは逆に具体的に説明できますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

商工費の1,032万420円の内訳なんですけど、これは3つの一括交付金が入っております。1つ目には観光受入拠点事業、これは観光協会の補助金。それから観光重点分野特別事業、これは商工会への補助金。それから先ほど総務課長からありました島チャビ事業の補助金なんですけど、その中で観光受入拠点事業、観光協会の補助金なんですけど、これが869万4,920円、観光受入拠点事業で不用額が出ております。観光重点分野特別事業ということで、これで138万円の不用額が出ております。あと島チャビで24万5,500円の不用額、合わせまして1,032万420円の不用額となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。先ほどの離島住民については県の一括交付金で、直接航路のほうに入っているということですね、ありがとうございました。航路のほうで後でお聞きしたいと思います。一般会計のほうの、今の決算ですね、先ほどのように細節がちょっと見えない部分で商工費の不用額を聞いたまでです。

次は49ページ、これは民生費の不用額。補正で1,700万円余りを補正して、不用が1,500万円余りあるんですけども、わかりますか。この説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの大城議員からの質疑ですが、まず民生費において1,500万円のうち、予算の不用額として一番大きく発生したのが国保、28の繰出金の国保のほうで931万8,000円の繰り出しを行っております。これにつきましては、国保会計の歳入が多かったということで、黒字が見込めたということで必要最小限だけを出したことで1,000万円近く浮いたということとなっております、続いて大きく浮いたのが次ページ、62ページの上のほうになるんですけども、これも19節の負担金、これが不用額100万円生じております。これは県の交付金事業の地域介護空間整備事業ということで、当初300万円の支出を見込んでおりましたが、県のほうもこれが枠配分ということで、最終的には300万円の見込みが200万円の限度に決定したということで、100万円の不用が生じて不用額となっております。この2つのほうが100万円単位の大きな不用を生じた要因となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いずれにしても、監査の意見書にもあるように2億円余り不用が出ているということで、当初の予算ではいつも、例えば予算の希望が各課から来たときに、総務課でばつさりとやられたという理由が、優先順位がどうのこうのとかという理由で我々もよく耳にします。ところがこれだけの不用が出るということは、もち

ろん思わぬ歳入があったとか、それから歳出の、今言ったように繰り出しが予想以上に減ったとかという正当な理由もあるんですけども、全然執行率が悪い場合がこの中にもかなり目立っているんですね。それで当初予算の組み立てのときに優先順位がどうのこうなので、もちろん補助がないものからだんだん切り捨てられているものがあるんですけども、すごい矛盾が見られるので、ぜひつくった予算はちゃんと執行していただきたいと。監査意見にもあるとおりなんですけれども、それをぜひお願いしたいと思います。私から、一般会計については以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

あと1点質疑させてください。53ページの衛生費、4番ですね、衛生費の中で補正額が4,276万6,000円組まれて、不用額が530万5,814円あったんですけども、500万円の不用額が出ていますけれども、この辺の中身、内容を教えてください。担当課長よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

それでは4款につきましては、住民課のほうと産業振興課のほうにまたがっていますけれども、住民課の該当する部分についてお答えしたいと思います。まず、56ページになりますけれども、これは水道事業が上段のほうにあります。これにつきましては特別会計への繰り出しが簡水のほうで、すべて全額送らなくても決算で黒字にならないということで、全額繰り出しではなくて、5,340万円のみ繰り出した結果、約200万円、139万円の残額の不用額が56ページになります。これは約200万円近くの不用が生じたことと、うちのほうで3目ですね、予防費におきまして、実は13節委託料におきまして、86万9,000円という、13節の委託料があります。実はこの86万9,000円に関しては任意の予防接種、インフルエンザとか肺炎球菌等の任意によります予防接種なんですけれども、今回、予防接種の方がかなり少なかったということで、医者に払う支払い料ですね、あと団体等に払う支払い料金が86万9,000円の不用が生じたということになっています。この2点が大きな、住民課のほうでの不用が生じたところでありませう。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。これは予防費、そして水道関係の簡水関係も、それも含めての部分で入っているということですね。金額だけ見ていると、なかなか内容がわからないものですから、それで聞いたんですが。これはしかし、水道費のですね、水道事業費の繰出金の中でも、これも特に簡水の場合は水道の場合は管理的なものは維持管理費では毎年やっていることですから、ある程度計算できてくるとは思いますので、その辺の金額、大きい金額が出ないような形のもので頑張ってくださいと思います。わかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成24年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8. 認定第2号 平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

すみません、さっきちょっとフライングしてしまいまして、10ページですね。こちらの763万9,277円、国保税がかなり大きな額を占めているんですけども、滞納のほうがですね。これは該当者は大勢いるんですか。話せる範囲で構いませんので、主な要因といたしますか、お願いします。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長(宮平壮一郎)

いわゆる10万円以下の少額の方も少数おられますが、ちょっと大口の方が何件かいて、かなりウエートを示しているところもあります。以上です。

○ 議長(中村秀克)

7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

ちなみに全員で何名ぐらいですか。何名ぐらい該当者がいるんですか。ざっくりで構いません。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長(宮平壮一郎)

担当のほうに確認したところ、私が今把握しているのは七十何名と確認したんですが、ちょっとまだ手元に詳細なデータがございまして、大まかな数字ということにとらせてください。

○ 議長(中村秀克)

7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

わかりました。こちらのほうも後ほど滞納処理として、しっかりと戸別訪問して対応していただきたいと思います。ちなみに本村、今、現状ですね、無保険、保険に入れていない方、世帯はいますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長(宮平壮一郎)

おります。ただし国保の場合は短期のカードの発行ができますので、それについては、滞納者については個別に相談してしっかりといただいた後に短期の納付書を発行する形をとらせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。かなりショッキングな、やっぱりいるんですね。こういう小さな我々の自治体でも保険に加入できない方がいるというのはちょっとショックを私は受めました。わかりました。もちろんしっかりと相談に乗っていただいて、本当に病氣してからでは破産してしまいますから、ぜひそこはしっかりケアしていただいて、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

補足の、私の説明不足がありまして、無保険ということで、確実に切られて、入っていないということではなくて、一たん停止されている方がいるということですので、全員保険には入っているということで、ちょっと私の説明不足でしたので、追加させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9. 認定第3号 平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第4号 平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

先ほど一般会計で聞いてしまいまして、訂正して航路のほうで質疑します。一括交付金、これは県の一括交付金を活用した離島住民への半額の補助、これはこの決算ではどこに出ているのかがちょっと読みづらくて、説明をお願いします。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長(宮平正則)

7ページの事業収入、7目ですね、航路補助金のほうに4,260万8,736円と入っているんですけども、この内訳として、島割引補助金が1,818万1,680円入っています。これは県からの補助です。残り2,442万7,056円については、これは損益上の補助金となっております。平成24年度分ですね。以上です。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

ここまで数字、1,818万1,680円。具体的にフェリーとかクィーンとか分かれていると思うんですけども、両方どれぐらいになっているかわかりますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長(宮平正則)

詳しい資料を作成できていませんので申しわけありません。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

逆に何を聞きたいかと言いますと、詳しい資料が手元にないということなんですけれども、島から乗る人ですね、この制度のおかげでふえたのかどうか。この制度を導入する前と利用者がふえたのかどうかというのはわかりますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

この制度ができて、確かに島から出る方の、島の人割合はふえております。ただ、今、資料は途中でまだ作成できていないところです。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いずれにしても、島の人が那覇へ行くのに非常に経済的負担が軽くなって、大変私も個人的に出費が軽くなって利用しやすいと思います。特にクィーンざまみ、今まではフェリーで往復しようと思ったのが3,000円余りでクィーンでの往復ができるので、島の人にとっては非常に助かっています。それでもう1つお聞きしたいんですけども、以前から要望していた車のシマンチュとしての割引、この制度はスタートしているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまの質疑なんですけれども、7月からスタートはしているんですけども、その対象として、あくまでも島に住所があって、それとその家族の車か本人の車か、事業者とかそういうのが対象になっていないんですよ。今、大まかに変わっているのが事業者と住民がちょっと分かれていて、事業者に対しても今後、島で営んでいる事業者に対してはやる必要があるのではないかと、ちょっと協議する必要があると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

休憩中にたくさん説明いただきましてわかりましたけれども、もう一度確認します。那覇へ買い物に行くときに村民が常々から要望していた車の運賃も軽減されるということで、今年の7月1日から車の運賃を半額補助ということで大変ありがたいことです。そこでその車の運賃については、いわゆるドライバーが同行ということを知っておりますけれども、そのドライバーが離島カードを持ったら車の名義は別に問わないということで解釈してよろしいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今の御質疑なんですけれども、大城議員がおっしゃったとおりで間違いありません、それは。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ありがとうございます。村内にはいろいろ半公共の事業所もあるし、それから民間も那覇まで車で買い物に行ったり、また子供たちを連れて沖縄本島に出かけたりする場合があります。大変助かることだと思います。また大いにこれも利用客が来て、たくさん満載できるように頑張ってください。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

8ページですね、こちらもまた同様に滞納の分ですね、収入未済、かなり多額の、こちらもあるんですが、自動車ですね、貨物だと思うんですが、これは大口なのか、個人が多いのか、事業所が多いのか。何年もこの質疑をしているので、大体三、四社ぐらいの事業所かなとは思いますが、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまの宮里祐司議員の御質疑の答えなんですけれども、この滞納に関しては過年度分がほとんどで、過去の分をすべて把握している分を入れた金額となっていますけれども、事業者が大きくウエートを占めていて、個人も何百円から何万円までありはするんですけれども、今回、少しずつは徴収しているんですけれども、今現在対策としてまだ取れていない状況なので車についてはすべて現金で徴収しています。以前は請求払いもしていたんですけれども、7月からはすべて現金にて徴収して、これ以上滞納金額がふえないように、今後貨物についても何百円からでもすべて現金徴収を考えております。それで今現在残っている滞納に関して、今後はもうすべて徴収できるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

特に貨物ですね、貨物についても、実際、大口の滞納をされている方々についてはあれですか、いわゆる現場で貨物についても現金でお金をもらってから載せるという仕組みをとっていますか。前はたしかその対策をしていて、できればプラス滞納の過年度分を少しずつ回収しながら現金をもらって載せるという対策をしていたと思うんですね。これについてどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今現在、大口の滞納の方には今おっしゃったとおりのことをやっております。もし払ってもらえなければ多少でも載せないように、本人にしっかりと通知して、多少なりとも入れてもらって、それから積むように今はやっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。しっかりとですね、何回も言うように、不公平感の是正をしっかりと取るように、払ったものがばかを見るような仕組みじゃないように全部、しっかりと取るように、前の総務課長だったかな、もう滞納、過年度分取れない分は不納欠損で流すということも実際答弁もらったんですけども、そういうことが絶対ないようにしっかりと回収してください。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、宮里議員から質問がありましたとおり、貨物がものすごい滞納というか、未収額がどんどん多くなっているんですね。前にも話しまして、一時期とめて、現金支払しないと載せませんよというぐらいなこともやったらどうか、そうしたら払うかもしれないと。話を課長ともやっていたけれどもね、

もう1つ提案したいのは、元払いだけであればいいんですけども、例えば業者や問屋が、お店が載せるときにそこは運賃まで払ってまでは載せないんですね。ということは一切荷物はお宅とは営業取り引きゼロですよということを島のほうにやってくる可能性が非常に高いです。だから、前村長のときにこのことを提案したことがあるんですけども、受付の伝票を、3枚つづりにして、受け取り、要するにここで受け取りをさせるときにサインをもらって、確実にもらいました、はい、運賃幾らですということで、それで領収を押すという方式で荷物を渡さないとまずいのではないかと。今、荷物がなくなってもわかりませんよね、たまに放送していますけれども、間違っって持っていった人、返しに来ててください、と。絶対戻りません、これは。私も経験がありますから。絶対戻りませんよ。でもこれは運賃をもらって運んでいるのに、あと知りませんよと。あれは港どめということでやっているんです。港どめで配達はしませんよということであるけれども、港に放置しますよではないんですね。荷物は港で引き渡しますよと、自分で取りに来てくださいよということで運送法から定められているんですよ。コンテナに置いてあるから自分でとって、なくなってもうちは知りませんよではないんですね、あれは。あれは裁判かけられましたらやられますよ、間違いなく。そういうものも含めて考えてください。

それと泊で荷物を載せるときに、私も載せたことが何回もありますけれども、荷物を載せる人と運賃を決める人がばらばらなんですね。運賃を取っている人は荷物を見ていないんですよ、はっきり言って。荷物の大きさはわからないんですよ。例えば私が、採寸で言えば、箱でね、1才、2才、3才とあるんですけども、軽くてもでかいのがあれば、これは重量で換算できるんですね。ところが5キロしかないよと、実際には3メートル幅のものを載せたらね、コンテナ1つ埋まるぐらいですけども、5キロしかないよと申請してしまうと、こんな小さい箱だと。じゃあ100円だ、200円だでしか運賃取らないんですよ。そういうことが実際に行われているんですね、見ているとね。だからあれは運賃の取り方も、中には運賃を払わないでそのまま行く人もいますよ、パッパッパッと載せてね、はい、座間味行きだ、阿嘉行きだと載せてそのまま帰っている人いますよ。ただで運んでもらっているわけですね。そういうことも含めて全部改善していかないと、軽いものは採寸して、あれは郵便局も荷物持ってきてちゃんとやりますよね、何センチ、何センチ、はい、運賃幾らですと。どこの運送屋でもやるんですよ。ところが座間味村の貨物運賃はそれがないと。だからただで載せる人もいれば、500円のを100円しか払わないとか、そういう人もいるということですね。その辺をよく考えてください。載せた品物がこっちに届いていなくてもわかりませんと。いや、あるはずですよ、きっと。ただそれだけですからね、責任感が何もない。運賃もらって運送を引き受けたら、ちゃんと手元で渡す。それもちゃんとできなければいけないですよ。だからコンテナのあり方、本来はあれは扉閉めて、受付に1人いて、はい、はい、どなたの、はいどうぞ、どうぞとやるべきことなんですね。

あれは。今、荷物なくなっている人たくさんいますよね。阿嘉で私が荷物とられて、4日連続やられていましたよ、民宿の人たちが。それもだれもわからない。カラスが持っていったんじゃないかという人もいましたけれどもね。20キロもある荷物はカラスが持っていきませんよ。それでも役場は何の責任もとらないわけですからね、運賃だけもらって。そういうものも頭の中に入れないと、逆にじゃあうちはいついつ荷物がなくなったから、あとの運賃を払わないよと言われたら、もう取れませんよ、これ。この辺もちゃんとしながら数字を減らしていくように。課長みずからこの大口の、特に大口の人は課長みずから行って、載せましょうや、ああしましょうやということで、1円でも多く回収できるように運んでください。はい、以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成24年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 認定第5号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

1ページですね、簡易水道事業収入ということで、これは水道料金だと思いますが、未収入、未納金が1,156万1,224円ですか、1,000万円余りの未納金があるんですが、これも結構前からの滞納分とかその辺の分が多いわけですか。いかがですか。その辺お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

この収入未済金については、過去からの過年度分の滞納分等を含めた金額となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

長期的に滞納分とかこの辺もあると思うんですが、大体ちょっと長引いての滞納分と今回の分の滞納分、割合としてはどんな感じの分ですか、1,000万円の中ですね。簡単で構いません、わかる部分で大まかで構いませんけれども、ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

過年度分のほうで、現在968万円ほど残っていて、残りが現年度分という形になっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。平成24年度分はそんなに大きくないんですが、やっぱり今までの滞納分のあれが割合的には結構大きい部分ということですよ。これもまた、ぜひ、というのはですね、水道料金を徴収しないと、自動的に下水道料金も一緒についてきますから、徴収できないんじゃないかなと私は思っているんですよ。それも水道料金がそのまま下水道料金につながっている部分があると思いますので、下水道料金は下水道料金で下水道のほうに計算別にされて入っていると思いますけれども、水道料金を徴収しないと、自動的に下水道料金もそのまま滞納が、未納が加算されますので、その辺はぜひ努力して頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。進行します。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散 会（午後3時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 祐 司

署名議員 大 城 晃